

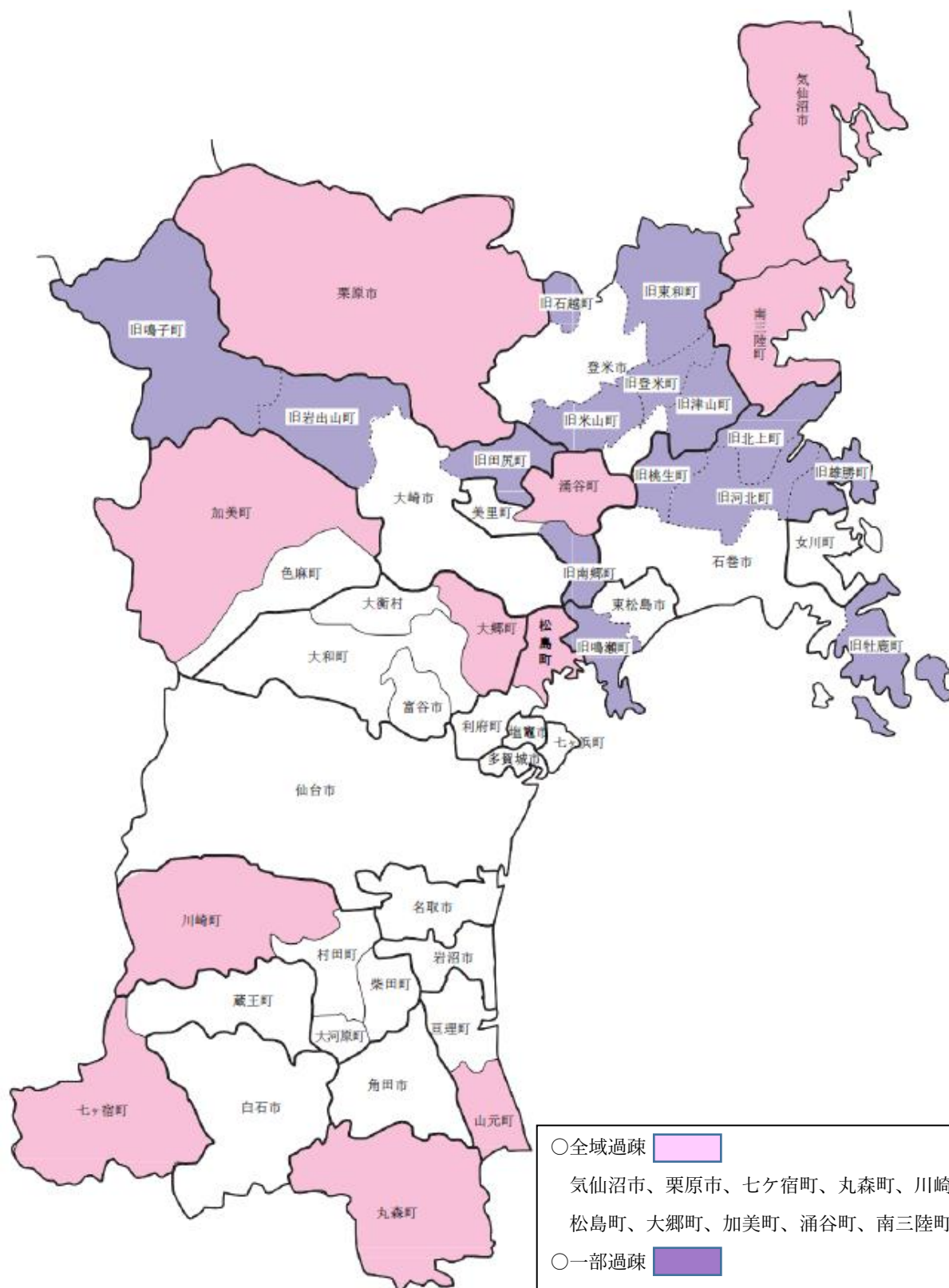
宮城県過疎地域持続的発展方針（案）

（令和 8 ～ 1 2 年度）

令和 7 年●月

宮 城 県

宮城県の特選市町村 16市町【令和8年4月1日時点】



○全域過疎

気仙沼市、栗原市、七ヶ宿町、丸森町、川崎町、山元町、
松島町、大郷町、加美町、涌谷町、南三陸町

○一部過疎

石巻市（旧河北町、旧雄勝町、旧桃生町、旧北上町、旧牡鹿町）
登米市（旧登米町、旧東和町、旧津山町、旧米山町、旧石越町）
東松島市（旧鳴瀬町）
大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町）
美里町（旧南郷町）

宮城県過疎地域持続的発展方針 目 次

I 基本的事項

- 1 過疎地域の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 過疎地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) これまでの過疎対策の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 施策の方向性－過疎地域における持続的発展の確保に向けて・・・・ 7
 - (1) 宮城県政の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 過疎地域の持続的発展の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 宮城県における過疎対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 施策を進めるための視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連・・・・・・・・・・・・ 11

II 推進すべき施策

- 第1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・・・・・ 11
 - 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針・・・・・・・・・・ 11
 - 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 市町村と連携した移住イベント等の開催による移住・定住の推進・・・・ 11
 - (2) 都市部と過疎地域の交流促進による関係人口の拡大・・・・・・・・ 12
 - (3) 地域おこし協力隊の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第2 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 1 産業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 農林水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 地場産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 企業の誘致対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 起業の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (5) 商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (6) 観光又はレクリエーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (7) 情報通信関連産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3	地域における情報化	17
1	デジタル化の方針	17
2	その対策	17
	(1) デジタル化の推進	17
	(2) 先進的情報通信技術の活用	18
第4	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	18
1	交通体系整備促進の方針	18
2	その対策	18
	(1) 国道、県道及び市町村道の整備	18
	(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備	19
	(3) 地域の生活交通の確保及び支援	20
第5	生活環境の整備	20
1	生活環境の整備の方針	20
2	その対策	20
	(1) 簡易水道、下水処理施設及び合理的なごみ処理体制の整備	20
	(2) 地域ぐるみの消防防災体制の確立	21
	(3) サービスステーション（ガソリンスタンド）対策	21
第6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	22
1	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	22
2	その対策	22
	(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	22
	(2) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	23
第7	医療の確保	23
1	医療の確保の方針	24
2	その対策	24
	(1) 医師確保及び医師派遣の充実、遠隔医療の導入促進	24
	(2) 特定診療科目に係る医療確保対策	24
第8	教育の振興	24
1	教育の振興の方針	24
	(1) 学校教育等の充実	24
	(2) 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備	24

2	その対策	25
(1)	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	25
(2)	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	25
(3)	家庭・地域・学校による協働教育の推進	25
第9	集落の整備	26
1	集落整備の方針	26
2	その対策	26
(1)	「小さな拠点」を核とした集落ネットワーク圏形成の促進	26
(2)	「集落支援員」の活用による集落機能の維持・活性化の促進	26
(3)	集落内の土地利用の最適化	27
第10	地域文化の振興等	27
1	地域文化の振興等の方針	27
(1)	多様な文化芸術活動と地域内外交流の促進	27
(2)	誇り高い地域文化の継承と発展	27
2	その対策	27
(1)	地域文化の振興等に係る人材育成	28
(2)	地域文化施設の活用促進	28
第11	再生可能エネルギーの利用の推進	28
1	再生可能エネルギーの利用推進の方針	28
2	その対策	28
(1)	再生可能エネルギーの利用促進	28
(2)	地域の個性を活かした再生可能エネルギーの導入促進	28
第12	過疎地域市町相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	28
1	過疎市町間における連絡調整、人的及び技術的援助の方針	28
2	その対策	28
(1)	「過疎地域等政策支援員」の導入検討	28
(2)	過疎市町間の連携促進	29
第13	過疎地域持続的発展に向けた地域別施策の方向	30
	過疎市町の圏域別一覧	30
1	広域仙南圏	31
2	広域仙台都市圏	33
3	広域大崎圏	35
4	広域栗原圏	36

5	広域登米圏	3 8
6	広域石巻圏	4 0
7	広域気仙沼・本吉圏	4 2

宮城県過疎地域持続的発展方針

I 基本的事項

1 過疎地域の現状等

(1) 過疎地域の現状

① 過疎地域の概況

本県35市町村のうち、法に基づいて公示された過疎地域は、16市町（6市10町：うち過疎地域市町が2市9町、過疎地域とみなされる区域を持つ市町が4市1町）で、県内市町村数の約46％と約半数を占めている。過疎地域の総面積は4,155km²であり、県土総面積の57.1％と過半数を占めるが、総人口は317千人と、県総人口の14％に過ぎず、人口密度は、県平均の約4分の1となっている。

過疎地域は、同時に振興山村（4市5町）、豪雪地帯（2市3町、特別豪雪地帯1市含む）、離島振興指定地域（1市）及び特定農山村（5市5町）にも指定されている地域も多く、各制度の趣旨を踏まえて振興が図られるべき地域である。

市町村数、人口及び面積等の状況

区分	市町村数		人口（人）		面積（km ² ）		人口密度（人）	
		割合		割合		割合	人口/面積	割合
過疎市町	16	45.7%	317,183	13.8%	4,154.60	57.1%	76.3	24.1%
全 県	35	—	2,301,996	—	7,282.29	—	316.1	—

* 令和2年国勢調査による。

* 人口及び面積：過疎地域とみなされる区域を有する市については、その区域のみ

② 人口の動向

本県の人口は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の基準年である昭和50年調査（以下この方針において「昭和50年調査」という。）以降増加傾向にあったが、平成17年調査で初めて減少に転じ、それ以降は減少傾向が続いている。このため、令和2年調査の県全体の人口は、2,302千人と平成27年調査に比べ32千人減少となった。

一方、過疎地域にあっては、基準年から減少傾向が続いており、令和2年調査の結果、令和4年4月に4町1地域が新たに過疎地域に指定されたことに伴い、令和2年調査の過疎地域（16市町）の人口は増加しているものの、追加指定前の過疎地域（12市町）の人口は、平成22年調査の329千人に比べ、平成27年調査では287千人と41千人減少するなど、人口減少が顕著である。

また、過疎地域の高齢者比率、若年者比率ともに全県と比較すると、高齢者比率で11.9ポイント増、若年者比率で4.2ポイント減と高齢化の進行も顕著となっている。

《人口の推移及び高齢者比率・若年者比率の推移》 (単位：千人，％)

区 分		1 2 市町 (※1)									16市町 (※2)
		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	人 口	426	425	420	406	392	375	353	329	287	317
	高齢者比率	10.4	12.0	13.8	16.9	21.4	25.9	29.3	31.7	35.3	39.7
	若年者比率	21.7	19.5	16.7	15.2	15.1	15.2	13.9	11.9	10.7	10.1
全 県	人 口	1,955	2,082	2,176	2,249	2,329	2,365	2,360	2,348	2,334	2,302
	高齢者比率	7.7	8.7	9.9	11.9	14.5	17.3	19.9	22.2	25.2	27.8
	若年者比率	26.0	23.1	21.1	21.2	22.0	21.6	19.1	16.6	15.0	14.3

* 国勢調査による人口

* 高齢者比率：人口に占める65歳以上の割合

* 若年者比率：人口に占める15歳以上30歳未満の割合

※1 1 2 市町は次のとおり（石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、丸森町、山元町、加美町、美里町、南三陸町（一部過疎地域については、該当地域のみ））

※2 ※1の1 2 市町に次の4町が追加（川崎町、松島町、大郷町、涌谷町）

③ 就業者数の動向

県全体の就業人口は、令和2年調査では1,081千人であり、昭和50年調査と比較して、157千人増加している。これに対し、過疎地域においては、減少傾向が続いており、令和2年調査の結果、4町1地域が新たに過疎地域に指定されたことに伴い、令和2年調査（16市町）の就業者数は若干の増加となっているものの、昭和50年調査と追加指定前の平成27年調査（12市町）を比較すると35.3％の減少となっており、減少が著しい。また、産業別就業人口の推移を見ると、県全体では第1次産業の減少、第2次産業の増加、第3次産業の大幅な増加という傾向が明らかであり、令和2年調査における構成比は、それぞれ4.1％、21.9％、71.4％と、昭和50年調査のそれぞれの構成比23.2％、24.4％、52.1％と比較すれば、産業構造の転換が明らかである。

過疎地域における傾向を見ると、昭和50年調査では、第1次産業の就業人口が40.0％を占めるなど他の産業の就業人口を上回っていたが、昭和55年に第1次産業の就業人口と第3次産業の就業人口が逆転し、ここを境に、第1次産業の就業人口が減少傾向、第2次産業あるいは第3次産業の就業人口が増加傾向となり、令和2年調査における各産業構成比では、第1次産業の就業人口は12.7％まで減少している。

《就業人口》 (単位：人)

区 分		1 2 市町 (※1)									16市町 (※2)
		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	総就業人口	212,686	213,582	212,616	207,953	198,685	184,808	170,191	151,001	137,633	155,795
	第1次産業	84,977	66,720	64,248	52,622	40,672	31,493	28,789	22,230	18,076	19,838
	第2次産業	49,547	64,006	65,675	70,595	69,039	64,458	52,792	43,437	40,531	43,956
	第3次産業	72,966	82,782	82,595	84,667	88,849	88,717	88,325	82,224	75,739	87,737
全 県	総就業人口	923,777	988,719	1,035,245	1,101,276	1,163,946	1,153,411	1,107,773	1,059,416	1,077,927	1,081,348
	第1次産業	214,288	159,413	150,932	123,479	95,534	74,909	68,985	53,219	47,017	44,050
	第2次産業	225,749	271,049	276,818	312,531	319,950	308,345	260,754	234,210	246,510	236,613
	第3次産業	481,612	557,207	605,503	662,211	743,999	759,343	765,734	746,752	760,125	772,212

* 国勢調査による各産業別の就業人口（総就業人口は分類不能を含む。）

※1 1 2 市町は次のとおり（石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、丸森町、山元町、加美町、美里町、南三陸町（一部過疎地域については、該当地域のみ））

※2 ※1の1 2 市町に次の4町が追加（川崎町、松島町、大郷町、涌谷町）

④ 所得の動向

過疎市町村の1人当たりの所得は、平成2年度からの推移をみると、就業人口が1次から2次、3次へ移行することによって、県全体と比較して所得の格差は改善されてきているが、依然として15ポイント以上の格差が生じている。

《1人当たりの市町村民所得》 (単位：千円)

区分	12市町 (※1)												16市町 (※2)			
	H2		H7		H12		H17		H22		H27		R2		R4	
	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数	所得	指数
過疎地域	1,920	78.7	2,221	81.8	2,214	80.2	2,233	85.4	2,000	83.7	2,664	88.2	2,370	84.8	2,413	84.1
市町村計	2,441	100.0	2,716	100.0	2,760	100.0	2,615	100.0	2,388	100.0	3,021	100.0	2,795	100.0	2,869	100.0

* 宮城県市町村民経済計算公表値から集計。

* 平成7年度以前と12年度、17年度、22年度、27年度以降の数値は基準年が異なり、単純な比較はできない。

* 平成12年度以降の公表値は35市町村別となっており、時系列比較の観点から、平成7年度以前の数値についても過疎地域を含む現在の35市町村ベースで集計している。

※1 12市町は次のとおり（石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、丸森町、山元町、加美町、美里町、南三陸町）

※2 ※1の12市町に次の4町が追加（川崎町、松島町、大郷町、涌谷町）

⑤ 市町の財政状況

本県の過疎地域の市町村（過疎地域を有する市町村を含む。）の財政力指数（令和3年度から令和5年度の3か年度平均）は、0.42と県平均の0.67に比べて低い水準となっている。過疎地域の財政構造は、基本となる地方税の割合が低く、自主財源に乏しく、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

《財政力指数》

区 分	市町村数	財政力指数 平 均 値	0.4未満	0.4～ 0.5未満	0.5～ 0.55未満	0.55以上
過疎地域	16	0.42	9	5	2	0
全 県	35	0.67	10	9	4	12

* 過疎地域の財政力指数は現行の市町の数値による。

(2) これまでの過疎対策の成果と課題

過疎市町村では、昭和45年以降、約半世紀にわたり、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国の支援を受けながら、道路整備や産業振興、生活環境の整備などハード整備事業のほか、高齢者等の保健・福祉の向上、医療の確保や生活交通の確保などソフト事業の推進により、総合的な過疎対策を講じてきた。

この結果、本県の過疎地域においては、県内他地域との格差の縮小に一定の効果を上げてきたものと評価するものである。

しかしながら、過疎地域では、特に人口の減少と少子高齢化が顕著であり、地域の維持や活力の低下が懸念される。

今後の対策に当たっては、これまでの成果を踏まえ、将来的な地域社会の維持のために、国全体で人口減少が進む中、地域の実情に即した現実を見据え「選択と集中」の考え方も取り入れながら地域の実情に即した効果的な対策を講じることが必要である。

市町村計画事業実績

(単位：百万円)															
	事業費計	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
移住定住等	2,217	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	478	653	1,086
産業振興	135,128	4,995	4,913	5,040	5,068	7,348	13,868	15,080	12,159	14,197	10,863	10,817	10,181	10,512	10,088
地域情報化	443	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	142	149	152
交通施設等	115,832	3,871	4,742	3,800	5,618	4,826	5,326	5,507	6,631	5,331	5,560	6,426	5,432	45,657	7,106
生活環境	86,129	4,135	3,783	4,450	6,043	8,244	6,823	7,321	6,089	5,421	4,398	3,549	9,622	7,847	8,405
高齢者福祉等	63,536	2,433	3,128	2,810	2,293	3,312	5,526	5,227	5,032	4,917	5,255	4,286	6,244	5,986	7,087
医療確保	28,027	1,399	2,791	1,018	967	1,155	1,221	3,879	3,329	3,906	2,593	1,286	1,650	1,458	1,375
教育振興	113,277	2,468	2,383	7,517	3,983	6,731	8,219	5,151	6,107	3,780	6,598	6,717	5,241	5,013	43,368
地域文化振興	3,212	136	53	245	156	141	212	218	301	365	763	64	171	116	272
集落整備	10,893	253	189	141	179	154	330	1,407	2,243	1,648	1,693	489	781	713	672
再エネ	1,019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	233	729
その他	10,792	299	544	1,597	1,521	1,474	1,955	993	344	282	839	186	90	217	451
総計	570,506	19,990	22,526	26,618	25,829	33,385	43,480	44,782	42,235	39,847	38,562	33,818	40,089	78,554	80,791

※総務省自治行政局過疎対策室調査に基づき作成

※令和3年度 事業区分新設：「移住定住等」、事業区分細分化：「交通通通信」→「地域における情報化」、「交通施設整備等」、「その他」→「再生可能エネルギー」、「その他」

県計画事業実績

(単位：百万円)															
	事業費計	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
移住定住等	268	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	110	70
産業振興	132,560	3,149	3,666	3,395	2,893	5,534	7,338	8,813	18,033	15,703	13,003	10,600	12,408	13,064	14,961
地域情報化	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	121
交通施設等	31,749	3,131	1,629	1,777	1,701	2,103	3,497	2,544	2,836	2,202	1,945	1,984	2,122	1,412	2,866
生活環境	14,111	1,823	725	239	409	352	628	1,099	1,073	917	408	1,368	2,004	1,087	1,979
高齢者福祉等	16,986	1,158	1,650	805	471	1,492	777	1,107	1,340	1,218	961	1,964	966	1,660	1,416
医療確保	4,748	247	267	254	291	297	332	253	268	246	249	276	588	575	606
教育振興	8,841	21	9	45	42	2,659	2,156	1,166	529	880	510	724	30	37	32
地域文化振興	729	14	8	15	15	15	15	45	163	70	168	63	71	52	15
集落整備	97	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	35	26	24
再エネ	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	6	6
その他	14,837	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,478	5,099	5,257
総計	225,071	9,544	7,956	6,531	5,823	12,462	14,743	15,028	24,242	21,237	17,244	16,980	22,802	23,128	27,353

※総務省自治行政局過疎対策室調査に基づき作成

※令和3年度 事業区分新設：「移住定住等」、事業区分変更：「交通通通信」→「地域における情報化」、「交通施設整備等」、「その他」→「再生可能エネルギー」、「その他」

また、現在、多くの過疎地域においては、次のような課題を抱えている。

① 社会的活力の維持

イ 持続可能な医療・保健・福祉サービスの提供

少子高齢化が進展するとともに、地域でのつながりや助け合いが希薄化する中、介護人材の確保など高齢者等を支える環境作りとして、保健・医療・福祉の連携や、フレイル（加齢に伴う虚弱な状態）の防止に向けた取組など、地域で暮らし続けられる仕組みづくりが必要である。

《要介護（要支援）認定者数・率の推移》

(単位：千人)

過疎地域	1 2 市町（※1）						1 6 市町（※2）				
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
認定率（％）	18.7%	19.1%	19.5%	19.4%	19.5%	19.6%	19.8%	20.3%	20.3%	20.2%	20.4%
認定者数	35	36	38	38	39	40	44	45	46	46	46
対象者数	185	189	193	198	201	204	222	224	226	226	225

全 県	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
認定率（％）	17.9%	18.0%	18.2%	18.1%	17.9%	17.9%	18.2%	18.7%	18.9%	22.0%	19.0%
認定者数	96	100	105	107	109	111	114	119	122	143	124
対象者数	538	557	575	593	606	619	628	637	645	651	653

介護保険事業状況報告に基づき作成

認定率：要介護（要支援）認定者数／対象者数

認定者数：要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）

対象者数：第1号被保険者数

※1 1 2 市町は次のとおり（石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、丸森町、山元町、加美町、

美里町、南三陸町（一部過疎地域については、該当地域のみ）

※2 ※1の1 2 市町に次の4町が追加（川崎町、松島町、大郷町、涌谷町）

ロ 持続可能な地域づくり

本県全体でも人口減少が進行し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年（2050年）の本県の人口は、約182万9千人（令和2年県人口の△20.5%）になると見込まれている。また、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）は、更に減少し、令和32年の高齢化率は39.4%に達すると見込まれる。

過疎地域においては、人口減少と少子高齢化が同時に、かつ、急速に進行しており、集落やコミュニティにおける担い手の確保や生活機能の維持等が厳しい中でも、住民がその地域で幸福を実感していけるよう、持続可能な地域づくりへ向けた取組が必要である。

② 産業活力の維持

イ 若年就業層の減少への対応

就業人口の減少は、他の地域に比べ顕著であり、高齢化や担い手不足への対応として、ロボットやAI、IoTなど先進的技術の活用による省力化や、生産・物流・交流などの基盤の整備・機能強化に加え、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進など、若年就業層の定住を促進する必要がある。

ロ 地域における産業の維持

就業人口が減少している中で、農林水産業における就業人口の減少は特に顕著であり、地域活力を維持し持続可能な地域社会を実現していくためには、担い手の育成をはじめ、農林水産業や地場産業といった、その地域の特性に応じた産業の振興が必要である。また、農林水産業と観光産業といった異業種連携や農林水産物のブランド化などにより、活性化に取り組むことが必要である。

ハ 地域資源の再発見

所得格差の是正のためには、各産業において労働生産性を高めるとともに、産学官の連携や先進的技術の活用を通じた付加価値の高いものづくりや地域資源の再発見など、都市住民のニーズに的確に対応する地域の自主的活動展開が必要である。

③ インフラにおけるシビル・ミニマムの確保

イ 基礎的生活基盤の整備

これまでの過疎対策により、市町村道や水道などの基礎的生活環境の整備が推進され、他地域との格差は縮小しつつあるが、特に污水处理施設等の整備において依然として格差が生じている。また、近年の公共交通機関の相次ぐ路線廃止・縮小により、自治体が代替の交通手段を提供せざるを得ない状況にある。

過疎地域などの条件不利地域では、携帯電話の不感地域があるなど、情報通信基盤の整備が遅れている。

《公共施設等の整備水準》

区分	市町村道		水道普及率	汚水処理 人口普及率
	改良率	舗装率		
過疎地域	65.1%	68.3%	98.5%	80.4%
全 県	71.4%	76.9%	99.7%	93.5%

* 令和 6 年度みやぎの道路（市町村道道路現況）

* 令和 3 年度宮城県の水道（水道普及率）

* 令和 5 年度末汚水処理人口普及率

* 過疎地域は現行の市町（16市町）の数値による。

ロ 既存インフラの維持・管理

行政庁舎を含む公共施設や道路、橋梁、河川管理施設、水道施設といった社会資本は、高度経済成長期に重点的に整備されたものが多く、今後急速に老朽化することが懸念されているため、長寿命化計画に基づき適切な維持・管理の取組を推進している。また、地域内で現に活用している施設などの老朽化や使われなくなった集会施設、廃校舎などの遊休施設の管理や利活用についての取組が必要となってくる。このため、老朽化するインフラの状況把握を進め、地域の特性を踏まえた効率的かつ適切な維持・管理などの取組を推進していく必要がある。

また、今まで地域住民が自発的に行ってきた草刈や側溝の土砂取り等ができなくなっている地域もでてきており、従来の在り方にとらわれない適切な維持・管理の取組を推進していく必要がある。

④ 広域連携の視点

人口減少局面において、特に過疎地域では、少子・高齢化の進行等により、人口の増加を見込むことは今後困難となると考えられる。このような状況を踏まえ、定住自立圏構想に代表されるように、地域の中心都市と過疎地域を含めた周辺地域が必要に応じて連携・協力し、生活に必要な機能を確保するなど圏域全体の活性化を図ることが望まれる。また、現在、各市町村で行っている行政サービスについても、共同でできるものは、広域で共同化していくという視点も必要となっていく。

⑤ 空き家、低未利用地問題への対応と防災機能の維持・強化

少子高齢化や人口減少の進行、産業構造の変化等により、住宅地や商業地、農地、林地などにおいて、遊休地、耕作放棄地といった低未利用地や空き家、空き店舗が増加している。

これらを放置することは、地域の魅力・活力を低下させるだけでなく、地域の防犯・防災を進める上でも支障が生じることが想定される。

このため、移住・定住に向けた取組に空き家を活用することや、低未利用地を適切に管理・活用することで、環境面や防災面の問題だけでなく、産業振興といった地域振興への活用に効果も期待できることから、その活用に向けた取組を推進する必要がある。

⑥ コロナ禍を契機とする「地方の魅力」の再確認

新型コロナウイルス感染症の流行により「大都会の密を避けて移住しよう」という気運の高まりから、令和2年7月から令和3年2月までの短期間ではあるが、東京都において転出超過が確認されるなど、豊かな自然環境、歴史・文化などの生活の質や豊かさを求めて、地方での暮らしに対する関心が高まった。

一方、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）上の5類感染症に位置づけられた後は、経済活動はもとに戻り、従来の出社スタイルや都心回帰の傾向とはなっているものの、新型コロナ禍でのテレワーク・リモートワーク・在宅勤務等といった働き方の変化は、5類感染症移行後も続いており、地方移住への関心も依然高い。

時代の潮流に合わせ、地方が持つ「生活空間としての魅力」を再認識することで、都市との交流等による関係人口の増加や移住・定住に向けた取組を推進し、また、地域内にある施設や資源の効率的・効果的な活用を図る必要がある。

2 施策の方向性－過疎地域における持続的発展の確保に向けて

（1）宮城県政の基本理念

本県では、令和3年12月に「新・宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力のある宮城を目指して～」の理念の下、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を復興の対応方針に据え、政策推進の基本方向として「宮城の未来をつくる4本の柱」を掲げて取組を推進しているところであり、この方針の基本理念として位置づける。

（2）過疎地域の持続的発展の必要性

県内の過疎地域においては、これまでの5次にわたる特別措置法に基づく総合的な過疎対策事業の実施により、生活基盤の整備や産業の振興などにより、他地域との格差縮小に一定の効果を上げてきたものと評価するものである。

しかしながら、県全体の人口も平成17年以降減少傾向が継続し、なかでも過疎地域において人口減少は顕著であり、構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、公共交通機関の廃止、地域産業及び地域社会の担い手不足などが地域活力の低下を招いている。特に、少子化の進行と若年層の流出により、将来の地域の担い手の減少は地域にとって大きな課題であり、これに対する継続的な取組が求められる。また、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックや、東日本大震災及び令和元年東日本台風をはじめとした大規模災害の発生、気候変動などにより、過疎地域を取り巻く環境は大きく変化しており、地域活力の維持に向けた取組が必要である。

このため、地域が置かれている状況を把握するとともに、豊かな自然・歴史・文化などの様々な地域の特色や資源を活かし、多くの人を呼び込みながら、地域産業の振興と雇用の充実、多種多様な主体との連携・協働による地域課題の解決を図るなど、地域住民が安心して暮らせる魅力ある持続可能な地域づくりを促進し、非過疎地域を目指した地域活性化の取組を積極的に推進していく必要があることから、令和8年4月から令和13年3月までの5年間を対象期間として、過疎地域の持続的発展

に向けた基本的方向を以下に示す。

(3) 宮城県における過疎対策の基本的な考え方

～「ここに住みたいと思える」魅力ある居住地域群の形成を目指す～

過疎対策の推進に当たっては、住民が「住み続けたい」と実感でき、若者世代や都市地域の住民が「住んでみたい」と思えるような魅力的な空間の形成が必要不可欠である。これを踏まえ、地域の実情に応じて、「選択と集中」の考え方も参考にしながら、一定の人口減少を見据えたコンパクトなまちづくり、コンパクトなまち同士の連携、まちをつなぐ地域の足の確保、生活圏中心都市との連携、高齢者対策、子育て環境の確保、コミュニティづくりなどについて、ハード・ソフトの両面から施策を展開する。

また、デジタル技術も活用して県外からの移住者の増加や関係人口の創出・拡大を図るとともに、A Iなどの先進的技術の利活用を通じて、防災や地域課題の解決、地域の活力の創出に努める。

① 産業の持続的な成長促進

農林水産業、ものづくり産業、サービス産業など全ての産業分野について、デジタル技術の活用などにより「付加価値の向上」と「生産性の向上」のための取組を促進するとともに、産業人材の育成、企業の経営・事業承継支援を通じて、変化する時代のニーズに柔軟に対応し持続的な成長が可能な地域産業の構築を図る。また、テレワークの導入や多様な働き方を支援する施策を進め、地域の企業の魅力や労働環境を向上させることで雇用の確保に繋げるとともに、外国人材の活用など人材不足への対応を図るなど地域産業の持続的な発展を推進する。

② 子育て環境の確保及び教育体制の整備

地域社会全体で子育て世代を支えるため、結婚、妊娠、出産、子育てについて切れ目のない支援を充実させることにより少子化対策を総合的に推進するとともに、家庭・地域・学校が連携・協働した活動により、未来を担う子供たちに対する、福祉・教育分野における更なる支援の充実や教育環境の整備を図る。

③ 安全安心な地域社会の形成

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越えて地域活力を維持し、過疎地域に暮らす住民がいきいきと暮らせる地域社会の構築に向けて、多種多様な主体の社会参画を促すとともに、様々な交流や特色のある地域活動等を促進する。あわせて、文化芸術・スポーツなどの活動や学びの場・人づくりを推進し、地域の活性化につなげる。また、地域交通の維持、保健・医療・福祉の連携等による地域包括ケアシステムの充実など、持続的なサービス提供体制を構築することで、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会の形成を推進する。

④ 自然と調和した持続可能な地域づくり

自然との共生が「豊かな暮らし」につながることを理解し、自然環境の保全に加え、再生可能

エネルギーの利用促進や地域資源の活用を通じて、環境負荷の少ない持続可能な地域社会づくりを推進する。

また、老朽化が進む社会資本の維持管理・更新について、人口減少・少子高齢化が進む状況下においても、安全性・信頼性が確保される持続的な維持・管理体制の構築を推進する。あわせて、災害への対策として、地域自主防災の担い手となる防災リーダーの養成、地域防災活動への女性や若者の参加促進、防災活動の中心となる自主防災組織の活性化など、東日本大震災及び以後に発生した令和元年東日本台風をはじめとした大規模災害などからの復興の過程で得た経験や知見も生かし、災害に強い地域づくりを推進する。

- ⑤ 東日本大震災及び以後に発生した令和元年東日本台風をはじめとした大規模災害などからの被災者に寄り添った復興完了に向けたきめ細かなサポート

過疎地域を含む多くの被災地において、インフラの復旧や災害に強いまちづくりなどのハード面は、事業が概ね終了した一方で、被災した方の心のケアや地域コミュニティの再生・形成などのソフト面については、それぞれの地域において、生活再建の状況に応じた切れ目ない支援や産業・なりわいの下支えなど、中長期的な支援に引き続き取り組む。

(4) 施策を進めるための視点

施策の立案実施に当たっては、(3)で述べた基本的な考え方を踏まえ、以下の視点を重視する。

① 新たな生活空間の提供

豊かな地域資源や多様な生活文化をもつ地域社会の風土を継承しながら、情報化や価値観の多様化の時代に即した新しい文化や生活様式を創造する。

また、生活の質や豊かさへの志向を背景として、ゆとりのある居住空間や豊かな自然・歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心が高まっていることから、社会活動の広域化に対応した生活条件整備により、都市住民との新しいライフスタイルを実践できる場として整備する。

さらに、これらの生活空間整備に際しては、厳しい財政状況も踏まえ、廃校舎等の遊休施設も含めた既存施設の有効利用など創意工夫を図り、既存資源の可能性を最大限に引き出す方向で、各種施策や事業の推進を図る。また、DX等を活用した情報提供や地域振興の手法を取り入れることで、地域の魅力を広く発信し、テレワークなどの多様な働き方についても支援する。

② 地域間交流の推進

自然に恵まれた生活空間や景観を有する過疎地域は、人間の活力の涵養や活動、居住の場として県民全体のかげがえのない資産であり、都市住民にとっては、保養や休息の場、自然体験さらには農林水産業体験の場として、その価値は高い。このため、過疎地域の活性化のためにも、都市住民の関心や志向を的確に把握しながら交流を推進するとともに、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受け入れ態勢の整備を図る。

③ 人口減少・高齢化への対応

人口減少・高齢化の進行に対応するため、そこに生活する人々の郷土愛、生きがい、自信・誇りの創出により、魅力ある個性豊かな地域の創造を推進する。また、生活環境整備の推進はもとより、高齢者や子供たち達の積極的な社会参加による地域特有の伝統文化・生活文化の振興についても積極的に推進する。さらに、遊休学校施設等の有効利用の取組を進める。

④ 若者の定着促進

住んでいる地域の特色や魅力を若者に理解してもらえるよう、家庭、地域、学校、行政等の協働による地域理解と愛着が深まる取組を推進する。また、一度地元を離れた若者が戻ってきたいと思える魅力あるまちづくりを進めるとともに、若者が安心して働くことができる環境の整備や地域で安心して子育てできる環境の整備等を進める。

⑤ 移住・定住の推進

首都圏から地方への関心が高まる中、イベントやウェブサイトとSNSの連携等を通じた地方の魅力発信や、地域おこし協力隊の活用など、移住・定住に対する取組を推進するとともに、将来の移住につながる関係人口の増加を図る。

⑥ 住民参加による地域経営及び地域コミュニティ組織の強化

地域づくりに関わる人やNPO等の交流や協働、学びを通じた地域活動を促進するとともに、過疎地域の持続的発展を促進するため、住民の視点に立った、住民参加による地域経営を進める。

また、住民が地域の課題を自らのものとして捉え、課題解決に向け自主的な活動を展開できるよう、住民主体による地域づくりを支援するなど、地域コミュニティの機能強化や活性化を図る。

さらに、「小さな拠点」の有効活用を促進するなど、持続可能なまちづくりを推進する。

⑦ 人材の育成

過疎地域においては、地域の活力の維持向上を図るための産業や地域活動を担う人材の確保は大きな課題となっている。このため、集落支援員や過疎地域等政策支援員を有効活用するなど、家庭・地域・学校・行政が協働して子供や若年者の地域への愛着を高める取組を行う。

⑧ 戦略的・重点的投資の一層の推進

過疎地域は、その多面的・公益的機能を国全体で支えていく必要性や、他の地域と比べ財政基盤が一般的に脆弱であることなどから、各種の財政支援が講じられている。特に、過疎対策事業債については「住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を図るため、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段の確保といったソフト事業（法第14条第2項に規定する「過疎地域持続的発展特別事業」）に活用することができ、地域の創意工夫により多様な分野への活用が可能となっており、地域の実情に応じた効果的な施策展開が期待される。

このような措置を有効に活用するためにも、地域における戦略的な事業にそれらを重点的に活

用し、事業効果が一層高まるような施策の推進を図る。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

人口減少や高齢化が進む中、県内の過疎指定市町村がその行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、市町村単独では限界がある行政サービスについて、県はもちろんのこと、中心都市を含む近隣市町村や広域連合等との連携がなど、広域的な視点が強く求められる。

このため、「新・宮城の将来ビジョン」をはじめ、広域行政圏計画や、地方拠点都市地域基本整備計画等の広域的な整備計画や、地域医療計画などの各種広域計画、山村振興基本方針や離島振興計画等における過疎地域の位置づけや機能分担との整合を保つよう調整を図るとともに、過疎地域が広域的な経済社会生活圏整備の体系に組み入れられるよう配慮するものとする。

II 推進すべき施策

第1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

近年、若い世代を中心とした、生活の質や豊かさを求める志向や、ゆとりのある居住空間、豊かな自然・歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心の高まりのほか、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とする地方での生活に対する関心の高まりなどを背景に、他地域との交流が全国的に活発化している。

都市部をはじめとする他地域の人材との交流は、地域経済に限らず、社会的・文化的な側面でも大きな効果をもたらすことが期待できることから、都市部からの移住者の積極的な受入や関係人口の創出による地域間交流の促進に向けた取組を推進する。

また、地域が保有する有形無形の地域資源を有効に活用し、特色ある地場産業を育成することは、過疎地域の生活及び経済基盤の充実に促進し、若者等の定住、高齢者の雇用の確保など、過疎地域の持続的発展を図る上で、極めて重要であることから、地域の産業を担う優れた担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。

2 その対策

(1) 市町村と連携した移住イベント等の開催による移住・定住の推進

市町村と連携した移住イベント等の開催を通じて宮城の魅力を発信するとともに、移住希望者に対して、仕事等を含めた移住相談の実施など、移住定住に向けた取組の充実に努める。

① 情報発信の強化

地方での生活に関心のある都市住民の志向に応じた魅力的な体験プログラムや、移住イベント等を実施するとともに、ウェブサイトとSNSとの連携等による効果的な情報発信を行う。

② 受け入れ態勢の強化

企業誘致や技術系人材のUIJターンの支援等により、雇用の確保を目指すとともに、ハロー

ワークや民間の人材会社と連携して効果的な求人情報の提供を行うほか、大学生等対象のインターンシップや高校生対象の工場見学会を実施するなど、地域産業の担い手育成・確保に向けた取組を行う。

また、子育て世代の移住者が安心して暮らせるよう、特に第6から第8の施策を推進する。

さらに、移住者の居住先の確保のため、空き家バンクや空き家の修繕支援制度等の有効活用を促進する。

③ 定住に向けての支援

移住者が、移住後、地域に馴染み定住する流れを作るため、移住者と受入地域とのマッチングや移住後のサポートを行う。

(2) 都市部と過疎地域の交流促進による関係人口の拡大

豊かな自然環境や美しい景観、歴史や伝統文化を有する過疎地域は、人々の活力の涵養や活動、居住の場として県民のかけがえのない財産であり、また、都市住民の保養や休息、自然体験さらには農林水産業体験の場としてその価値は高い。

都市部と過疎地域の交流を促進し、関係人口の増加を図るため、体験型・参加型のイベント等の実施による都市部住民と地域住民との交流機会の拡大や、農林水産業への関心のある都市住民に対し就業体験の場を提供するなど、過疎地域が持つ魅力の発信及び他地域との交流促進により、移住や農林水産業や地域活動の担い手の確保とともに、移住につながる取組を推進する。

(3) 地域おこし協力隊等の活用

過疎地域の農林水産業等の地域産業の振興や地域活力の維持など、地域の将来を担う人材の確保・育成は重要であり、地域おこし協力隊等の活用も含め、それぞれの分野において実施する人材確保・育成に対する取組を推進する。

第2 産業の振興

1 産業振興の方針

過疎地域における就業人口は、農林水産業等の第1次産業から、第2次あるいは第3次産業の占める比率が高くなる傾向にあり、産業構造の変化は確実に進んでいる。

しかしながら、過疎地域においては、既存の都市にはない特徴ある地域資源を活用した地域振興を図る上で、第1次産業を活用した産業振興は重要な意味を持っている。

過疎地域の産業の振興においては、地域社会の持続的発展に不可欠な就業の場の確保・拡充させることが最優先課題であり、このため、地域の特性に応じた農林水産業の高度化を図り、地場産業の振興を図るとともに、広域的な企業誘致対策や過疎地域の空間や自然・歴史環境の保全と調和を取りながら、有効に活用し、新しいニーズに適応した観光産業の振興と、高齢者の持つ知識や活力を生かす工夫も必要である。

過疎地域の産業振興を推進するに当たっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、それぞれの地域特性に合った多面的な特色のある産業振興によって、地域の産業全体を誘引する引金的効果を発揮

させるとともに、農林水産物のブランド化、農林水産業と観光産業等とが結びついた6次産業化などにより、付加価値の向上を図っていくほか、過疎地域に豊富に存在する様々な自然の資源を再生可能エネルギーとして活用することにより、関連産業の活性化、雇用の促進、交流人口の増加等を図っていく。

また、各種振興施策の推進に当たっては、住民や民間との連携強化を図るとともに、生活排水対策など過疎地域の持つ良好な水環境の保全に留意しながら進める。

2 その対策

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

イ 持続可能な儲ける農業の展開

農業が農村地域を支える設ける産業として持続的に発展するため、農業に携わる意欲ある多様な人材の確保と育成を図るとともに、A I、I o T等の先進的技術の活用や農地の基盤整備と集積・集約化により収益性の高い農業経営の展開を図る。

また、実需者ニーズに対応した農産物の安定生産や6次産業化等による農業経営の多角化、食品製造業者等と連携した食のバリューチェーン構築などの取組を進めるとともに、消費者による食と農への理解と地産地消の促進を図る。

ロ 持続可能な活力ある農村の実現

人口減少や少子高齢化が進行する中で、農村を維持し活性化するためには、農業生産基盤の保全管理の在り方を見直すことや関係人口、移住希望者に選ばれる持続可能な活力ある農村を実現する必要がある。

そのため、土地改良区や市町村・集落等、多様な関係者で農作業管理の省力化などの議論を進めるとともに、地域を支える人材や関係人口の育成・拡大を図る取組とあわせて、これらの人材が持続的に地域と関わりが持てるように地域資源を生かしたなりわいを創出し、雇用機会や所得の確保を図る。

また、野生鳥獣被害対策や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農村地域において安全で安心した生活ができるよう環境整備を図る。

さらに、基幹的農業水利施設の計画的な整備や機能保全対策等の推進により、農村地域における防災・減災対策に取り組む。

② 林業の振興

イ 活力ある林業・木材産業の確立

再生可能な森林資源の有効活用、県産材の安定供給体制の確立が、地域の自立や循環型社会を構築する上で重要な課題である。

戦後植林された森林は、木材として利用可能な時期を迎えていることから、路網の整備や機械化作業の推進、製材システムの省力化などにより、木材の生産から加工・流通までのトータルコストの低減を図るとともに、消費者ニーズに対応した木材製品の供給体制の構築を促進し、林業・木材産業の活性化を図る。

また、地域の森林資源を積極的に活用するため、これまで林内に放置されていた未利用間伐材等の搬出を支援し、木質バイオマスエネルギーへの利用等を促進するとともに、CLT等の開発・普及など新たな木材需要の創出を図る。

さらに、山間地域の重要な生産物である、きのこ等の特用林産物についても、各種施策を推進し、県産きのこ類の需要拡大と生産基盤の強化を促進するとともに、福島第一原子力発電所事故の影響で出荷制限等の措置がなされている原木しいたけ（露地栽培）や山菜等の生産再開に向けた取組を支援していく。

ロ 多様な森林整備と交流の推進

森林は木材等林産物の供給のほか、県土の保全や水資源の涵養、安らぎと憩いの場の提供、地球温暖化防止など多様な機能を有しており、次代に引き継いでいかなければならない大切な財産であり、今後、これらの森林の諸機能を維持していくためには、適切な森林整備と県民の支援・協力が不可欠である。

特に地球温暖化防止に向けた森林の二酸化炭素吸収量の目標達成を目指し人工林の間伐を進めるとともに、将来の森林資源を確保し、持続可能な林業・木材産業を実現するため、再造林の推進にも積極的に取り組んでいく。

また、本格的な人口減少社会に対応するため、新規就業に対する支援を強化するとともに、ICT等を活用したスマート林業の推進、都市部からの「自伐型林家」の移住定住支援等により、多様な担い手の確保及び地域交流の推進を図る。

③ 水産業の振興

イ つくり育てる漁業の推進

漁業を取り巻く国際環境がますます厳しくなっていく中で、「つくり育てる漁業」の重要性が増している。

このため、効果的な種苗放流を行う栽培漁業や漁業者自らが資源保護を行う資源管理型漁業を官民一体となって推進し、漁獲量の回復を目指す。

特に、過疎地域である三陸地域の沿岸部では、カキ、ホヤ、ホタテガイ、ギンザケ等の養殖が盛んであり、これまでの安定生産を維持しながら一層の生産の効率化を図るため、各種の応用生産技術の実用化を進める。

また、海水温上昇等の海洋環境の変化に柔軟に対応できる漁業・養殖業への転換を図る。

ロ 生産基盤等の整備

過疎地域内に存する漁港については、地域の漁業形態に応じ、沿岸漁場や漁村環境等の整備と連携のとれた漁港施設の整備を進める。

また、漁村における快適な生活と生産活動を確保するため、潤いのある環境の形成に配慮するとともに、海とのふれあいを促進する施設の整備等による都市住民との交流を通じ、漁村の活性化を図る。

さらに、流通体制・地元加工体制の整備に努め、水産業経営の安定・向上を図るため、設備・

運転資金の低利融資等不足する経営資源の確保について支援し、経営基盤の充実、強化を図る。

ハ 後継者の育成等

各種の講習会、普及事業や都市住民との交流等を通して次代を担う漁業後継者の育成、漁民教育のための技術、経営指導を行うとともに、浜の中核的な人材である漁業士、漁業協同組合傘下の部組織である漁協青年部や女性部等の自主的活動などの支援を通して人づくりを推進し、新たな時代にふさわしい漁業者、漁業団体を育成・確保することで、水産業を核とした地域の活性化を図る。

また、漁業就業啓発活動や漁業研修の実施、受入れ体制の構築支援などにより、新規就業の促進を図る。

(2) 地場産業の振興

① 住民の創意工夫による地場産業の振興

地域が保有する有形・無形の地域資源を有効に活用し、特色ある地場産業を育成することは、地域の生活・経済基盤の充実を促進し、若者等の定住、高齢者の雇用の確保などを図る上で、過疎地域の内発的地域振興策として極めて重要である。

このため、産地組合などが実施する新商品開発、需要開拓、人材育成に対しての助成や、産業デザインの振興などによる国内外の多様なニーズに対応した高付加価値商品の開発を支援する。

特に、地域農林水産物の高付加価値化を推進することは、「食材王国みやぎ」推進の一環としても重要な取組である。このため、原料生産から新商品開発加工、流通販売活動にいたる地域ぐるみの体制整備や、そのために必要な生産加工施設及び流通販売施設の整備を推進する。

② 伝統的地場産業の振興と流通販路の拡大

酒、味噌、醤油、漬物等の食品加工業、伝統こけし、硯、漆器、竹細工、地織等の伝統工芸品等、過疎地域には数多くの地場産業があるが、その殆どが零細企業であり、原材料の確保、後継者の確保・育成、販路の拡大等の問題を抱えている。

このため、共同化、協業化等の取組を支援するとともに、国内外の多様なニーズに対応した新製品の開発などを通じて、地域ブランドの確立を図り、新たな需要の開拓・販路の拡大に努める。

(3) 企業の誘致対策

① 広域的な企業誘致の推進

過疎地域における企業誘致の推進は、雇用機会の拡大、地域の担い手である若年者定住の促進及び所得の向上など、地域の発展を図る上で極めて重要である。

このため、県及び市町村は、連携して、地域の特性を踏まえながら、地域内あるいは通勤可能な地域への広域的な工業立地が図られるよう企業誘致活動を展開し、優良企業の誘致を積極的に推進するとともに、県は産業団地開発に取り組む市町村に対して、用地造成費用に要する経費について無利子貸付等を行い、市町村の産業用地整備を後押しする。また、広域的な視点から、道路交通、産業基盤の整備・改善、質の高い労働力の育成確保等を推進する。

さらに、企業立地については、事業主や従業員の快適な生活空間の確保や自然体験を取り込んだ魅力ある教育機会の提供等、企業の進出意欲に対応するためのソフト基盤の総合的整備を進め、自然環境の保全や農林水産業との調和に配慮しながら、先端技術等研究開発施設との連携により推進する。

② 立地企業の育成強化

過疎地域に立地している企業はその多くが小規模企業であり、これらの育成強化が地域振興の鍵となっている。

このため、産業技術総合センターを中心として、技術相談・指導や技術者研修・講習会などを通じ技術力の向上及び人材育成を図るとともに、次世代を支える高度電子機械、自動車、半導体、航空機、医療・健康機器、環境・エネルギー等新成長産業分野へ進出しようとする企業への支援施策の充実を図る。

(4) 起業の促進

各地域に顕在する地域課題の解決や社会性のある事業を行う創業（第二創業）者に対して、創業セミナー等の開催、創業支援機関や専門家等が連携したハンズオン支援の実施により、事業計画達成や経営安定までを強力に支援することで雇用の創出や地域産業の再生を実現させるとともに、地域経済の活性化及び富県宮城の実現に寄与する。

さらに、市町村や創業支援機関と連携した創業支援ネットワークを構築し、創業支援機能や施策における県全体の底上げを図る。

また、やる気のある人、新規参入者等の農地取得の円滑化に配慮するなど、過疎地域の基幹産業となっている農業の産業継続性を確保するとともに、情報産業の立地を促進する。

(5) 商業の振興

① 商業・サービス業の振興

高齢化や過疎化に伴い、地域の商業機能は縮小傾向にあり、食料品などの生活用品の調達が困難となっていることから、地域を支える商業・サービス業の持続性を高めるため、地域の特色ある資源を活用したブランド品の創出によるサービスの高付加価値化や業務の省力化を支援するとともに、買い物機能の強化を図る取組を支援し、地域の課題やニーズに対応した多様なビジネス展開を促進する。

② 地域に密着した事業の展開

若手・女性商業者等地域の担い手が自らその課題に気づき、主体的に新たな賑わいを創出していく取組を支援することにより、魅力的で持続可能な地域社会の構築を目指す。

また、商工会等が取り組む経営改善普及事業等の中小・小規模事業者に対する支援や、地域に密着した各種事業により地域の活性化を図る。

(6) 観光又はレクリエーション

観光振興のため、自治体と観光事業者等が一体となって、過疎地域が有する豊かな自然や食、歴史・文化、生活といった観光コンテンツの創出・磨き上げや情報発信、震災の伝承と連動した誘客を促進する。

また、国内外からの観光客が安心して利用できる観光施設・設備といった受入環境を整備するとともに、観光を契機として、地域住民との交流や体験などを通じて地域のファンの獲得を図り、関係人口の創出による持続可能な地域づくりと観光振興を進める。

さらに、農林水産業等の関連産業との連携を促進し、地域資源を活用した高付加価値な観光産業の創出や地域全体の活性化を図る。

(7) 情報通信関連産業の振興

今後、県内産業が持続的な発展を続けていくためには、AI・IoT等のデジタル技術を活用した生産性向上や新たな価値の創出が求められる。

ユーザー（県内製造業等）とベンダー（県内IT企業等）の異業種間連携を加速させて先進事例の横展開を促進しつつ、新しい技術を活用できる人材の育成や、収益性の高い自社製品の開発を支援する。また、情報通信関連企業の立地・集積を促進し、技術波及やコミュニティの課題解決、地域社会の活性化につなげる。

第3 地域における情報化

1 デジタル化の方針

近年、情報通信技術（ICT）の飛躍的発展によって、産業、教育、保健、医療、福祉、文化、行政等のあらゆる分野でのデジタル技術の活用が進展しており、デジタル化は過疎地域における定住を考える上で欠かせないものとなってきている。

本県でもDXの意義を庁内外の関係者で共有しながら多様な主体と連携して推進していくための基本方針として、「みやぎDX推進ポリシー」を令和7年4月に策定し、人口減少社会においても、県民が安心して暮らすことができ、持続的に発展した、活力あふれる宮城を目指す方針を定めた。

本方針を基に、過疎地域においても、デジタル技術を活用して、地理的不利性を克服し、住民の利便性向上と行政の効率化を図るため、高速大容量回線や無線通信網など、地域内外の交流・連携を支える情報通信インフラの整備を進める。

また、情報格差（以下「デジタルデバイド」という。）対策を行うとともに、過疎地域の人口減少に対する対策として、デジタル技術を活用した「ワーケーション」や「二地域居住」の促進により、「関係人口」の創出・拡大を目指す。

2 その対策

(1) デジタル化の推進

過疎地域は、生活面、産業面とも地理的不利性からくる時間と距離の制約や非効率などの問題を抱えており、その克服には、社会全体のデジタル化の推進が必要であり、高速大容量回線や無線通信網など、地域内外の情報通信インフラの整備はもちろんのこと、デジタルデバイドの対策も必要である。

このため、大容量高速通信ネットワークの整備を促進し、行政手続きにおいてもA IやR P Aなどのデジタル技術の活用、住民サービスの向上や地域間の連携による医療システムの構築等、生活に密着した情報提供の充実を図ることにより、住民に効率的なサービスを提供できる体制を整備する。

また、教育面での活用をはじめ、地域の特性・優位性の周知により、都市とのリアルタイムな情報交流を促進し、地域の特性を生かした地域間交流等の機会拡大を図る。

このほか、過疎地域における携帯電話のエリアの整備は、地形的制約や、採算性の面から整備が進まない状況となっている。地域住民の利便性向上はもとより、各種産業の振興及び交流人口の増大のため、携帯電話サービスが提供されない地域の解消のために、更なる携帯電話エリア整備を図る。

(2) 先進的情報通信技術の活用

ローカル5 G、A Iなどの先進的技術を身近なものとして利活用することにより、近年多発している自然災害への対策や、技術導入の進展が期待されている農林水産分野など、地域の課題の解決及び地域の活力の創出を目指す。

なお、こうした先進的技術の利活用に当たっては、利用者目線に立った使いやすいサービス導入やデジタルデバイドの解消・防止等の視点を重視し、高齢者等の使い勝手にも配慮した情報化の推進に努める。

第4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

1 交通体系整備促進の方針

過疎地域の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流と連携を促すためには、生活圏の拡大を踏まえた広域的な基幹道路の充実とネットワーク化に重点を置いた道路交通網の整備が重要な課題である。

一方では、高齢社会に対応した生活者の安全と安心な暮らしを支える道路整備も欠くことができない。

このため、高速交通体系である高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進するとともに、これらに合わせたアクセス道路や新幹線駅への連絡を強化する道路をはじめ、自然との調和に十分配慮しつつ、観光、企業誘致等の産業振興等を支援する道路、過疎地域と地方中心都市を結ぶ幹線道路等の整備を広域的な観点から促進して、ネットワーク機能の強化を図る。また、医療・福祉施設への連絡強化や生活の便利に資する道路のほか、基幹的産業である農林水産業の振興を図る農道・林道等についても整備を促進し、過疎地域内外の総合的な交通体系の整備を図る。

2 その対策

(1) 国道、県道及び市町村道の整備

① 国道及び県道の整備

国道（指定区間外）及び県道は、広域生活圏の中心都市と過疎市町村を結ぶ重要路線であり、地域の産業経済の発展、生活水準の向上に大きな役割を果たしている。

このため、広域的な産業の振興、地域間交通網の確立、広域的な事業に重点を置いて、整備促進する。特に、地域間交流を促すため、過疎地域と地方中心都市を結ぶ主要道路、過疎地域と高速自動車道のインターチェンジ・新幹線駅等高速交通体系へのアクセス道路、一般国道等と連絡

する道路、観光・リゾート施設を広域的に周遊できる道路、大規模災害発生時の避難路・緊急輸送道路、平野部と山間部との連絡を保つ道路等については、広域的な観点に立ってその整備を図る。

② 市町村道の整備

市町村道は、住民生活に密着し、生活水準の向上や防災並びに産業の振興に重要であり、その早急な整備が必要である。

このため、生産地区、購買施設・公共施設や高台等との連絡を確保する市町村道や主要集落相互間及び駅、教育施設、医療施設等の公共施設を結ぶ幹線道路について整備促進するとともに、高齢化社会に対応した道路のバリアフリーや交通事故対策のための交通安全施設整備に努める。

なお、市町村合併後の地域内及び地域相互間の連携を強化する市町村道については、国・県道を基軸とした道路ネットワークの形成に配慮しつつ整備促進する。

③ 基幹的な市町村道の整備

過疎地域における市町村道のうち、地域の持続的発展に資する基幹的な市町村道については、県代行制度の活用などにより整備を促進する。

(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備

① 農道の整備

農道については、農産物の流通合理化や営農環境の改善に寄与するため、農道等の再編・集約等を計画的に推進する。

また、農村地域のインフラの持続性を確保するため、農道の強靱化・高度化を図る。

② 林道の整備

林道等は、森林の適正な管理や効率的な林業経営のための基幹的な施設であるとともに、森林空間の総合的利用の推進や、山村地域の産業振興及び定住基盤の整備を図る上でも、重要な役割を果たしている。

このため、森林基幹道をはじめ、森林管理道及び作業道の開設を積極的に推進し、林業機械化に対応できる高密路網の整備に努め、低コスト林業の確立を図るとともに、既設林道については、改良事業や舗装事業を促進し、その機能の向上と定住基盤の整備を進める。

③ 漁港関連道の整備

漁港関連道は、漁村における漁業生産基盤の整備を図る上において重要であるため、整備を進める。

④ 基幹的な農道及び林道の整備

過疎地域における農道及び林道のうち、地域の持続的発展に資する基幹的な農道及び林道については、県代行制度の活用などにより整備を促進する。

(3) 地域の生活交通の確保及び支援

① 生活交通の確保

過疎地域の住民にとって路線バス等の公共交通機関は、少子・高齢化が進行する中、日常生活を送る上で不可欠な移動手段となっているが、近年、通勤・通学者の減少や自家用車の普及による利用者の減少に伴い、その運行を維持することが困難となり、事業者路線の廃止や縮小が進んでいる。そのため、地域の生活交通確保対策として、市町村などによるコミュニティバスや乗合タクシーなどの運行が行われているが、これらについても財政負担の関係で継続が困難となっている地域もあり、公共交通空白地となっている地域では、いわゆる「買い物難民」等も課題となっている。

このため、事業者による地方バス路線の維持を図るとともに、地域の実情に即した交通の確保に向けた支援を推進し、あわせて、新たな販売手法に取り組む事業者への支援等を通じて「買い物難民」等の解消を図る。また、赤字ローカル線について、鉄道事業者や商工団体等と連携を図り、沿線市町に対する支援等を通じて利用促進に向けた取組を推進する。さらに、阿武隈急行線については、利用者の増加を図るため関係市町村とともに路線を利用しやすい環境づくりに取り組むほか、鉄道事業者に対する指導及び支援措置を講ずる。

② 離島航路の確保

離島と本土を結ぶ離島航路は、島民の日常生活に欠くことのできない重要な交通機関であり、その運航及び島民の生活の利便と安全性が確保されるよう必要な支援措置を講ずる。

③ 観光客等の公共交通利用促進

観光客等来訪者の移動の利便性や回遊性の向上により、交流の活発化を図るため、必要な措置を講ずる。

第5 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、これまで一定の改善が図られてきており、特に下水処理は近年急速に整備が進んでいる。住民生活水準の向上はもとより、安全で、潤いと安らぎのある生活環境を整備していくことは、住民の安全・安心の確保や自然環境の保全には不可欠な要素である。また、これまで整備を行ってきた各施設について、老朽化に応じ、定期的な更新を図っていくことで、その機能を長期にわたり維持していく必要性も生じてきている。

これからは、生活環境において、単に都市部に追いつくという視点だけではなく、過疎地域の持つ優れた景観や文化を積極的に活かしながら、総合的な定住環境の整備に努め、ゆとりある安全で快適な生活の実現を促進する。

2 その対策

(1) 水道、下水処理施設及び合理的なごみ処理体制の整備

① 水道の整備

水道施設等の新設・拡充を図り、水道未普及地域の解消を進めるほか、更新計画に基づく施設の機能維持を推進していく。

② 下水処理の推進

豊かな自然環境を保全するため、生活排水の適切な処理について住民意識の啓発に努めるとともに、地域の特性や実情に応じて、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、コミュニティプラント、浄化槽設置整備事業などの各種事業による整備を推進する。

③ 廃棄物処理

ごみ処理については、長期的な観点から広域圏による合理的なごみ処理体制の整備を促進する。
また、ごみの減量化や再生利用について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄の撲滅に努め、美しい自然環境の保全と、地域の魅力の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの消防防災体制の確立

① 消防防災体制の強化

過疎地域においては、消防ポンプ車、消防水利等の基礎的消防施設の整備を促進してきたが、それら施設を操作する消防団は、人口減少や社会構造の変化により団員数が減少し消防組織の弱体化と消防力の低下が懸念される。

このため、地域の実情にきめ細かく対応した消防団員確保対策を実施するほか、地域住民に対し、あらゆる機会を利用して防災に関する啓蒙活動を行うとともに、住民の自主的な防災活動を支援し、地域ぐるみの総合的な消防防災体制を確立する。

また、航空消防防災体制のもと、防災ヘリコプター「みやぎ」等による広域的な消防防災活動を積極的に展開する。

② 救急体制の充実

今後、救急業務に対する需要はさらに増加するものと予想され、また、へき地医療対策が必要な地区を含む過疎地域の救急搬送体制を確保する必要があるため、消防本部、消防団、県防災ヘリコプター及びドクターヘリの連携を強化し、救急搬送体制を確保していく。

(3) サービスステーション（ガソリンスタンド）対策

過疎地域にとって、高齢者・若者を問わず、自動車は生活に必要不可欠な移動手段であり、ガソリンの確保は重要な課題である。また、寒冷地である当県にとって、冬季の暖房用燃料の確保も身体生命に関わる重要な課題となっている。

さらに、サービスステーションが少ない過疎地域にとって、災害時に化石燃料の確保が困難になるリスクが都心部と比較して高く、早急な対応が求められる。

これら化石燃料の安定的な供給を維持するため、サービスステーションの実態に即した対策に取り組むこととする。

第6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域における高齢化は、他の地域に比べ、進行が早い状況となっており、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会システムを構築することが最重要課題となっている。

高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯も多く、また、地域に広く分散して居住していることなどから、地域での介護機能の低下が懸念されており、介護サービス基盤の整備が進められているものの、過疎地域の高齢化の特性に配慮した保健・福祉、住宅政策等の緊密な連携による対策が必要である。

多様化、高度化するニーズに的確に対応するため、既存施設の有効利用を図りながら、在宅福祉、施設福祉サービスの質的・量的拡充を推進するとともに、高齢者が健康を保ち、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進める。

また、少子化によって地域の活力が低下しないよう、子供、そして異世代間のふれあいの機会のための条件整備、家庭や育児に関する相談機能の充実など、家庭・子育て支援を進める。

さらに、子供の運動不足解消や体力向上、高齢者の健康維持や生きがいづくりなど、様々な場を通じて、住民の健康づくりに取り組むこととする。

2 その対策

(1) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 高齢者の保健・福祉の充実

高齢化問題は過疎地域が抱える切実な問題であり、高齢化の進展に伴い、健康で働く意欲のある高齢者が増える一方、支援を必要とする高齢者も増加してきている。

明るく活力のある長寿・福祉社会の実現のため、地域包括ケア体制構築の中心機関である市町村の地域包括支援センターや、市町村が実施する地域支援事業への支援を行い、デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備を促進するほか、地域コミュニティを生かした地域ぐるみの生活支援・介護予防活動など、ボランティアの活動の普及・振興を図り、多様なサービスの提供を推進する。

また、高齢者の健康の保持や疾病予防の充実を図るため、ライフサイクルに応じた健康診断や保健指導の一層の充実を図るとともに、スポーツを通じた高齢者の体力保持や増進、生きがいづくりに取り組むこととする。

② 高齢者の自立と生きがい対策

元気高齢者に対しては、豊かな知識や経験など高齢者の活力を生かした社会参加を促進するとともに、情報の提供、活動の場の拡大及び学習機会の充実等その条件整備を進める。また、地域社会における連帯意識の醸成を図るため、各種交流の場や憩いの場、スポーツ・レクリエーション施設の整備促進により、高齢者相互の交流や世代間交流の充実を図る。さらに、高齢者の生活基盤を確立するため、高齢者にふさわしい働く場の提供を促進する。

（２）児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 児童の保健・福祉の充実

核家族化の進行及び女性の就労等により家庭の養育機能が低下している状況にあつて、家庭及び地域社会の温かい愛情に育まれ、より良い環境の中で健全に育成されるよう、市町村行動計画や市町村子供・子育て支援事業計画、市町村子ども計画等に基づき、計画的に、認定こども園、保育所、児童館、地域子育て支援センター等の整備を進めるとともに、利用時間の拡大や、放課後児童クラブの設置促進等子育て支援の環境整備を一層推進する。

また、児童の成長過程に即した遊びの環境づくりや運動遊び・運動プログラムを活用した取組を進めるとともに、地域ぐるみの児童健全育成体制の確立や地域における高齢者と児童のふれあう交流の場の拡充を図る。

加えて、児童の健全育成のため、母親など地域住民の積極的参加による地域活動の促進を図るとともに、地域における子育て親子の交流を促進し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を通じて、地域の子育て支援の充実を図る。

② 障害福祉の充実

障害のある人が有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供その他の支援を行う。また障害者の就労促進と定着を図るため、資格取得等の研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターを運営し、職業生活の自立に向けた指導・助言を行う。

さらに、障害者の工賃向上を図るための施策に取り組むとともに、スポーツ・文化活動やコミュニケーション支援などを通じて障害者の社会参加促進を図る。

③ 地域共生社会の形成

ダブルケアや子供の貧困など、複雑化・多様化している課題に対応するため、市町村の包括的な相談・支援体制整備への取組に対して支援を行い、地域住民や地域の多様な主体が丸ごとつながることで地域をともに創っていく「地域共生社会」の形成を図る。

特に、東日本大震災及び令和元年東日本台風等の被災地においては、災害公営住宅入居者の高齢化率、独居率が高く、引き続き見守り・相談支援の実施や交流の場の確保が必要となっていることから、市町村及び社会福祉協議会とより一層の連携を図り、持続的な地域コミュニティ形成に向けた支援を行う。

第７ 医療の確保

１ 医療の確保の方針

令和７年（２０２５年）には、いわゆる「団塊の世代」が７５歳以上となり、住み慣れた地域や自宅で、自分らしい生活を人生の最後まで送れるよう、在宅医療を推進し、地域包括ケア体制を構築することが求められているが、過疎地域においては、医療機関自体が少なく、他の地域以上に高齢化が進行している場合もあることから、より一層、在宅医療を行う医師等の確保や医療と介護の連携の必要性が高くなってい

る。

これらのことから、住民一人ひとりがそれぞれの地域で安心して医療サービスを等しく受けることができるよう医療提供体制の整備に努める。

また、市町村が主体となって実施する「在宅医療・介護の連携を推進する事業」が円滑に行われるよう、広域的・補完的に支援を行っていくとともに、医師、看護師等の医療従事者の養成確保と定着を促し、無医地区対策の充実に努める。

2 その対策

(1) 医師確保及び医師派遣の充実、遠隔医療の導入促進

無医地区等への安定的な医療提供体制を確保するために、医師確保対策や医師派遣の充実、へき地診療所における運営に対する助成を引き続き実施する。

また、へき地医療拠点病院やへき地診療所への支援体制の整備を推進するとともに、遠隔医療の実施に必要な機器の導入を促進し、無医地区における医療提供体制の充実に努める。

(2) 特定診療科目に係る医療確保対策

小児科、産婦人科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科等の特定診療科目については、病院及び診療所における医療機会の確保を促進するほか、歯科診療については巡回診療車による巡回診療を充実し、地域住民の疾病治療に努める。

第8 教育の振興

1 教育の振興の方針

(1) 学校教育等の充実

過疎地域における教育文化施設の整備については、過疎化と少子化の傾向が進行し、更なる児童生徒数の減少が予想されることを踏まえ、効果的な整備を行う必要がある。学校の実態や地域の実情を十分に考慮しながら、地域社会や関係機関等とも連携し、多様な子供たちの学びを支える学習環境の充実と、魅力ある特色ある学校づくりに向けた取組を推進する。

また、住民にとって身近な公共施設である学校は、災害時には地区の避難場所や避難所となることから、十分な防災機能の整備を図る。

(2) 社会教育の充実と生涯学習推進体制等の整備

心豊かな生活の創造と生きがいに満ちた地域づくりを住民参加の下に展開するため、多様な学習機会の提供や確保に努める。

また、地域の学び、活動の拠点となる公民館や図書館など生涯学習推進の拠点として期待される社会教育施設の機能の充実強化に努める。

さらに、地域づくりに必要な人材の育成等、生涯学習・社会教育を推進するための体制整備の充実を図るとともに、生涯スポーツ環境の整備も進める。

2 その対策

(1) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

① 地域の実情に応じた適正規模の教育環境の整備

過疎地域の小規模小学校等は、地域住民のコミュニティ活動の場としても重要な役割を担っていることから、地域社会や家庭と一体となって教育の充実に努めるとともに、都市部や近隣の学校との積極的な交流促進の場として活用を進める。

また、小・中学校の適正配置の見地から統合を計画する場合には、児童生徒数の推移を見極めながら、学校教育への影響、通学条件の整備、学校の持つ地域的意義等も考慮し、十分に地域住民の理解と協力の下に進める。

② 教育環境の整備

過疎地域の学校における教育水準の維持向上と校舎、屋内運動場、プール等の整備充実とともに、児童生徒等の情報活用能力を養成する ICT 機器の整備など、教育環境の整備を促進する。

また、きめ細かな指導に配慮するとともに、スクールバス等の充実を図り、適切な通学条件や通学手段の整備を促進する。

③ 防災機能の強化

過疎地域においては、災害時に陸路が寸断され孤立する恐れがあることから、児童生徒はもとより住民の命を守るため、停電時における自立的な電力確保のための太陽光発電設備及び蓄電池の整備や、複数の情報通信機能を確保するなど、学校の防災機能の強化充実を進める。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

高齢者の社会参画の増大、生きがいの高揚を図るための施設整備、活用を図るとともに、若年層のライフスタイルに応じた体育・スポーツ、文化、交流施設などの充実を図ることにより、魅力ある定住環境を構築する。

公民館については、情報化等に対応した機能や、高齢者等に配慮した設備を備えるとともに、地域の学校や家庭との連携や協同が図れるよう、社会教育・生涯学習の拠点施設としての機能の充実に努める。

また、図書館については、図書情報の迅速な提供を図るため、県立図書館と市町村図書館等とのネットワークの充実を図り、住民の利便性を確保する。

体育施設については、地域の状況に応じ、コミュニティスポーツ活動の中心施設として、体育館、運動広場等の整備を促進するとともに、地域住民のスポーツ活動の振興のため、学校体育施設の開放や、住民の利用向上のための設備の整備を促進する。

さらに、高齢者や女性を含む全ての住民が年齢、体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、健康で充実した生活を営むことができるよう、スポーツ環境の整備を進める。

(3) 家庭・地域・学校による協働教育の推進

家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくりを目指し、地域学校協働活動の推進と

地域学校協働本部の組織化・整備を進めるとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。

過疎地域における小規模学校等は、他地域に比べ地域住民が学校に関わることが多く、また、地域が学校にとって果たす役割が大きい。住民、行政区、NPO、町内会、各関係団体等で構成する地域コミュニティが、地域の実情に応じた協働のシステムを作り学校を支援するとともに、生まれ育った地域を愛し、将来の地域づくりを担う人材を育成していく仕組みを構築する。

第9 集落の整備

1 集落整備の方針

人口減少と少子高齢化が加速し、生産年齢人口が減少する中、多くの集落においては、地域商店の減少、病院・診療所の廃止、公共交通の撤退、担い手不足による農地・森林の荒廃等の様々な課題に直面し、集落機能の維持が大きな課題となっていることから、幹線道路等の整備や生活交通の維持、医療・福祉の確保など、将来にわたって暮らし続けることのできる集落とするための各種機能の持続的発展に努める必要がある。

特に、東日本大震災の影響が大きい沿岸部や令和元年東日本台風災害の影響を受けた内陸部等、多くの集落で人口減少が加速し、集落における地域活動の停滞がみられる。また、多くの地域で移転により新たに集落、地域コミュニティが再構築されており、新たなコミュニティに即した形で地域活動の見直しや、横断的な連携を図ることなどが急務となっている。さらに、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有し実践していく担い手の確保・育成が必要である。

このため、集落の維持活性化を図るためには、住民自身が集落の問題を自らの課題として捉え、将来の在り方について共通した認識を持って、地域づくりに参画していく仕組みや、住民の安心・安全を確保し、人々が地域で支えあう横のつながりの創出、これら取組を持続的に行うための地域運営組織の形成、活動支援などの仕組みづくりを進める。

2 その対策

(1) 「小さな拠点」を核とした集落ネットワーク圏形成の促進

過疎化の進行により集落機能の低下が見られる地域においては、「小さな拠点」を中心とした、地域の基幹集落と周辺集落による集落ネットワーク圏の形成等により、目的や必要に応じ近隣集落同士が連携し、機能を相互に補完することで、人口減少社会に対応できる集落づくりに取り組んでいく。

また、人口減少や高齢化の進展により、デマンド交通などによる地域交通の確保や、医療・福祉の確保、伝統文化の継承、空き家や耕作放棄地などの低未利用地の増加等が課題になっていることから、過疎市町村と協力して集落機能の維持に向けた取組を進める。

さらに、野生鳥獣による被害やごみの不法投棄などへの対策についても市町村と協力して取り組んでいく。

(2) 「集落支援員」の活用による集落機能の維持・活性化の促進

集落を維持し、中長期的に持続可能な集落とするためには、地域住民が自ら地域づくり活動に主体的、組織的に参加する必要がある。そのためには、集落の現状や課題、集落の将来のあるべき姿等に

ついて、住民同士や住民と行政との話し合いなどにより、共通認識の形成を促すことが重要であることから、集落支援員の活用や地域おこし協力隊など外部人材の協力を得ながら、地域の活性化や課題解決に向けた取組を推進する。

さらに、今後人口減少と高齢化が進むことで、地域活動の担い手や農林水産業などの地域産業の担い手不足などにより、共同作業の維持や集落の行事・イベント等の開催が困難になると予想されることから、集落支援員や地域おこし協力隊など地域の実情や意向に応じた人材の確保・活用を進めるとともに、地域の特色や資源を生かしたコミュニティビジネスの振興により地域経済の円滑な循環を促進する。また、都市部との交流を促進し、関係人口の増加や移住定住に向けた取組を推進する。

(3) 集落内の土地利用の最適化

地域の低未利用地や管理不全土地に起因する災害・鳥獣害・治安等の様々なリスクを事前に予測し、適切な対策を講ずる必要があることから、集落及びその周辺の土地利用状況をあらかじめ把握するとともに、良好な集落環境の維持に必要な最低限の土地の管理や、新たな活用方法等について、地域ぐるみで検討する取組を進める。

第10 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

(1) 多様な文化芸術活動と地域内外交流の促進

文化芸術を創造・発表・享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは人々の変わらない願いであることから、だれもが主体的に文化芸術を創造・発表・享受することができる環境を整備し、多様な文化芸術活動の拡充促進を図る。

また、地域に根ざした文化芸術活動の活性化を図るため、地域の歴史や風習などの文化資源を生かした特色のある文化イベントの開催を促進し、地域内外との交流を生み出す。

(2) 誇り高い地域文化の継承と発展

急激な社会環境や経済動向の変容の中であって、本県の歴史的風土に生まれ、受け継がれてきた有形無形の貴重な文化遺産は次代に引き継ぐべき県民共有の財産である。過疎地域には、これらの財産が数多く残されていることから、地域の祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などに対する関心や理解を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みながら、伝統文化の後継者や文化財等の保存技能者の育成に努めるとともに、埋もれた文化遺産を地域づくりの拠点として再生させるなど、地域文化の継承と発展を促進する。

2 その対策

(1) 地域文化の振興等に係る人材育成

独創的、個性的な地域づくりを展開するため、地域固有の文化・芸能の保存や振興への取組を積極的に支援し、子供たちの郷土愛、自信、誇りを育むとともに、地域の将来を担う人材の育成に努める。

(2) 地域文化施設の活用促進

施設については、恵まれた自然や独自の生活文化を考慮し、そして国際的な視点を踏まえ、世代間、地域間、業種間交流の推進の場としての活用に配慮するとともに、広域的な施設利用システムの構築に努める。

第 11 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用推進の方針

地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進により、二酸化炭素の排出量を抑制し、地球環境の保全を図るとともに、地域の実情に応じて、再生可能エネルギーの利用に係る取組を過疎地域における経済活性化や災害対応能力の強化などに積極的に活用する。なお、再生可能エネルギーの導入に当たっては、住民との合意形成などの課題に配慮するよう努める。

2 その対策

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光、風力などを再生可能エネルギーとして地域の暮らしに取り入れていくことは、低炭素化による地域環境の保全のみならず、過疎地域の経済活性化など持続的な地域の発展に資する重要な取組であるとともに、災害発生時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にもつながることから、地域と共生した再生可能エネルギーの推進を図る。

(2) 地域の個性を活かした再生可能エネルギーの導入促進

林地残材をはじめとする木質バイオマス、地熱・温泉熱の利活用や、農業水利施設等を活かした小規模水力発電など、地域に特有の再生可能エネルギーの導入の促進を図る。

第 12 過疎地域市町相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

1 過疎市町村間における連絡調整、人的及び技術的援助の方針

過疎地域の産業や雇用の創出など各種の地域振興施策の取組が進められてきたところであるが、人口減少・少子高齢化等により、地域の産業等を担う人材が不足している状況にある。このため、過疎地域の持続的発展に対する各種取組の充実を図る必要があることから、過疎市町村の課題やその取組等について情報交換等の場や、過疎市町村間で共通する課題に対して、人的及び技術的な支援を行う体制づくりを進める。

2 その対策

(1) 「都道府県過疎地域等政策支援員」の導入検討

過疎地域における各種振興施策の取組を促進するため、過疎地域市町村と連携を図りながら、都道府県過疎地域等政策支援員制度などの利用を含め、専門的人材の確保・活用を推進し、過疎市町村の取組が効率的・効果的に展開できるよう支援する。また、起業支援を含む新たな産業の振興や雇用の創出といった過疎地域の持続的発展に向けた各種施策の充実を図る。

(2) 過疎市町村間の連携促進

過疎市町村の課題やその取組などについて、過疎市町村間で情報交換等を行える体制づくりを進めるとともに、過疎市町村相互間の連携促進を図る。

第 13 過疎地域持続的発展の地域別施策の方向

地域別の現状と課題及び整備の方向

新・宮城の将来ビジョン『富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力のある宮城を目指して～』を実現するため、それぞれの地域に求められる役割・機能を踏まえ、日常的な生活圏としてのまとまりの強い広域圏を単位として、過疎地域の持続的発展の基本的方向をここに示す。

過疎市町村の圏域別一覧

広域圏名	過疎地域市町村名
仙南圏	七ヶ宿町、川崎町、丸森町
仙台都市圏	山元町、松島町、大郷町
大崎圏	大崎市 (旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町の区域) 加美町 涌谷町 美里町 (旧南郷町の区域)
栗原圏	栗原市
登米圏	登米市 (旧登米町、旧東和町、旧津山町、旧米山町、旧石越町の区域)
石巻圏	石巻市 (旧河北町、旧雄勝町、旧桃生町、旧北上町、旧牡鹿町の区域) 東松島市 (旧鳴瀬町の区域)
気仙沼・本吉圏	気仙沼市、南三陸町

1 広域仙南圏（過疎地域市町村一七ヶ宿町、川崎町、丸森町）

（１）現状と課題

蔵王連峰に連なる冷涼な高原地帯と阿武隈川、白石川流域の平野部を利用した農林業や高速交通体系により進展してきた工業や豊かな自然環境を生かした観光関連産業が発展してきた地域であり、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の２市７町で構成される。

本地域の人口は、平成１２年国勢調査で減少が確認されて以降、２０年以上にわたって減少し続けており、高い高齢化率も相まって、産業の担い手減少と、それに伴う地域活力の低下が懸念されている。

このうち、県境部に位置する七ヶ宿町、川崎町及び丸森町は、県内でも極めて高い高齢化率を示す地域であり、過疎地域として公示され、振興山村地域にも指定されている。

これらのことから、３町においては急速に進展する高齢化へ対応しながら、個性的なまちづくりを更に進め、産業の振興及び隣接地域と連携した地域振興を図る必要がある。

（２）施策の方向

○地域課題の解決に向け、地域間・世代間交流を進めながら、高齢者の社会参加を推進し、地域活性化に寄与する取組を行う市町や各種団体、NPO 等との連携を推進する。

○自然、歴史、文化等の地域資源を活用した個性的なまちづくりやグリーンツーリズム等を通して広域的に観光を振興し、都市と農山村の交流を促進するとともに、交流人口・関係人口の拡大を図る。

○園芸部門における特産品目の作付け推進や畜産の振興を図るほか、山間高冷地での米のブランド化や６次産業化など付加価値の高い農業を推進するとともに、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、地域が一体となり対策を進める。また、みやぎ蔵王ブランドのイメージ向上や地産地消を推進し、各種事業者と実需者とのマッチングを通して地場製品の販路拡大を図る。

○充実した森林資源の計画的な利用と再生林の推進による資源の循環や適切な森林整備により、県土保全や地球温暖化防止などの森林の持つ多面的な機能の発揮とそれを保全するための治山対策を推進するとともに、特産林産物の生産拡大や出荷制限された品目の生産再開に向けた取組を推進する。

○地域特性を活かした自立・分散型エネルギーの活用による低炭素化社会の実現、災害に強いまちづくり及び地域経済の活性化など持続的な地域の発展に資するため、景観への影響、防災及び地域住民の安全・安心に配慮しながら再生可能エネルギーの導入を促進する。

○中山間地域など地理的条件が不利な地域が多いことから、地域活動や営農活動を支援し、農用地の荒廃防止や農山村の多面的機能の保全を図る。

○農林商工業等の産業発展に寄与する多様な人材の確保・育成を進め、次代を担う人材の育成を推進する。

2 広域仙台都市圏（過疎地域市町村－山元町、松島町、大郷町）

（１）現状と課題

宮城県の中央部及び南東部に位置し、西方に奥羽山脈が連なり、南部に阿武隈山地が走り、これらの間に標高１００メートル前後の丘陵地と名取川、阿武隈川等によりつくられた沖積の仙台平野が広がっている。気候は比較的温暖で、特に南部海岸地域は県内で最も温暖な地域であり、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村の６市７町１村で構成される。

このうち福島県境に位置する山元町と県の中央に位置する松島町、大郷町が過疎地域として公示されている。この地域は平成２３年３月に発生した東日本大震災や令和元年東日本台風により甚大な被害を受けたことから、災害からの早期復旧・復興を最優先課題として進めたことにより、生活基盤や産業基盤の再生や鉄道・高速道路などの交通条件の向上などが図られた。一方、震災後から顕著になった出生数の減少や若年者の人口流出などにより更に人口減少が進み（山元町では５，１１４人、松島町では２，３８５人、大郷町では１，４４４人が減少。宮城県推計人口平成２３年３月１日現在と令和６年３月１日で比較）、震災前と比較し増加している市町村との差が顕著になっていることから、日本三景松島の観光やいちご、カキ等の農林水産物などの地域資源を活かした交流人口の拡大や若者の定住化及び移住促進を進めるとともに、各分野における担い手となる人材の確保・育成を図っていく必要がある。

（２）施策の方向

○農業については、農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されることを目的に地域共同による地域資源の適切な保全管理を図る取組を支援する。また、競争力のある経営体の育成を図るため、農業経営の安定化とともに、先端技術を活用した生産性の高い農業を推進する。また、新たな担い手の確保・育成と地域農業を支える多様な人材の活躍を支援する。

○豊かな自然や、いちご、トマト、りんご、ぶどう、ねぎ、えだまめ、モロヘイヤ等の地域資源を活用し、多様ななりわいの創出や地域イメージの向上を図るとともに、６次産業化の推進をはじめとした高品質・高付加価値化による農産物ブランドの確立を支援する。

○畜産業については、飼料高騰に対応した自給飼料生産の強化、優良雌畜への更新や施設整備及び省力化による経営基盤の維持に取り組む生産者を支援するとともに、各種伝染性疾患の検査の実施や飼養衛生管理基準の遵守を指導し、健全な家畜の生産と安全・安心な畜産物の供給を図る。

○水産業については、新しい技術（噴流式マンガ）を導入した協業方式のホッキ漁や震災後に新たにカタクチイワシ（シラス）漁が行われている。また、高品質な一粒カキの養殖や干潟におけるアサリの増殖等の取組が行われており、ブランド化、販路拡大による漁家経営向上や新規就業者の確保について支援するとともに近年の海洋環境の変化に対応するため、新たな養殖種や技術の導入、漁船漁業との複合経営化等を支援する。

○林業については、国により造成された海岸防災林の適正な維持管理による保安林機能の早期発揮を図るとともに、間伐や再造林など森林整備の取組を支援し、森林の持つ多面的機能の保全を図る。また、特別名勝松島地域を中心とした松林について、松くい虫被害対策を行うとともに、町で行う被害対策について支援する。特用林産物については、菌床及び原木しいたけ、たけのこなどにおいて生産者の販路の拡大に向けた取組を支援する。

○商工業については、企業誘致の推進により新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図るとともに、企業の経営基盤の強化や人材確保への取組に対しても、企業訪問等による現場のニーズ把握に努め、関係機関と連携しながら支援を行う。特に、少子化等の影響により、事業者から人材の確保に苦慮する声が多くあげられることから、人材（若手、外国人等）の確保、定着・育成に資する取組を推進する。

○観光については、山元町はいちごやホッキ貝等の豊かな農林水産資源の「食」、松島町は全国に誇る日本三景の「景観」、大郷町は緑豊かな農村を活用した「グリーン・ツーリズム」など、多種多様な観光資源を有している。これらの資源の磨き上げや新たな素材の発掘とともに、それらを近接市町村の観光資源と組み合わせて広域的な周遊策を図ることで、交流人口の拡大に向けた取組を支援する。

3 広域大崎圏（過疎地域とみなされる区域を持つ市町村及び過疎地域市町村 ー 大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町の区域）、加美町、涌谷町、美里町（旧南郷町の区域））

（１）現状と課題

大崎圏域は、北西部から西部にかけて栗駒山や船形連峰の雄大な自然を有する奥羽山脈が連なり、中央及び東部一帯は、江合川、鳴瀬川流域の平坦地が広がる大崎耕土を利用した広大で肥沃な穀倉地帯である。平成18年3月末の市町村合併により誕生した大崎市を中心とする1市4町により構成され、このうち山間部の加美町、大崎市のうち旧岩出山町、旧鳴子町及び旧田尻町の区域、涌谷町、そして美里町のうち旧南郷町の区域が過疎地域として公示されている。加美町及び大崎市の区域については、いずれも豪雪地帯であり、中でも旧鳴子町の区域は特別豪雪地帯に指定されている。

当圏域は、美しい自然や泉質が豊富な温泉、北日本で初めて「生きた遺跡」として、世界農業遺産に登録された大崎耕土等の歴史・文化遺産といった地域資源に恵まれ、これらを活かした個性的な地域おこしなどが活発化している。

一方、県内有数の温泉地である鳴子温泉郷を有しているが、宿泊観光者数が減少していることから、魅力ある観光資源を活かした観光施策が求められる。また、本格的な人口減少社会に突入し、人口減少や少子高齢化の進展、若年層の流出を背景とした各産業の担い手不足の解消に向けた取組が求められる。

（２）施策の方向

○大崎市を中心に県北西部の発展をリードする中核都市圏としての都市機能の充実を図り、その都市機能が広域的に活用できるよう幹線道路などの整備を促進する。

○大崎圏域の産業を維持・発展していくため、多様な人材の活用など人材不足への支援を行うとともに、関係人口及び交流人口、定住人口の創出を推進する。

○美しい自然や泉質が豊富な温泉、歴史・文化遺産などの地域資源を活用した観光地づくりやマーケティング、広域的な交流・連携、食を通じた地域振興等を推進する。

○主要産業である農業については、高齢化や後継者不足が深刻化していることから、担い手の育成・確保と農業生産基盤の整備推進による効率的で生産性の高い農業地域の形成を図る。

また、都市農村交流など交流活動等によるアグリビジネスを推進するとともに、安全・安心な農産物の生産と環境保全型農業の展開を図る。

○家畜飼養頭数の減少、畜産生産者の高齢化等に対応するため、省力機器を備えた畜舎の整備や公共牧場の利活用を進めることにより、畜産経営の規模拡大と収益力の強化を推進する。

○河川、農業用排水施設などの水辺空間の整備を進め、身近に水とふれあえる機会の創出など、自然

と調和した住みやすい生活空間の整備を推進するとともに、安全安心な暮らしを実現するため農村地域の防災力向上を図る。

○森林・林業の基盤整備を推進し、林業事業体の経営強化と定住促進を図るとともに、地域の整備とレクリエーション・環境教育のフィールドとして森林の活用を進める。

4 広域栗原圏（過疎地域市町村 ― 栗原市）

（１）現状と課題

栗原圏域は、北西部に栗駒国定公園の栗駒山を有し、保安林などの森林が主体で多くの自然が残っており、東部は迫川等の流域に開けた穀倉地帯となっている。平成１７年４月の市町村合併により圏域全体が栗原市となったが、旧１０町村全ての区域が過疎地域として公示されている。人口は自然減及び社会減が続いていることにより、１０年間で１万人あまり減少し、世帯数は横ばい傾向にあるものの、人口、世帯数ともに県内における広域圏の中で最少となっている。

人口減少に伴う後継者や担い手の不足による地域産業の衰退や地域活力の低下が懸念されていることから、次代を担う若年層等の定着につながる人材の確保・育成に向けた取組や、ＤＸの推進等による地域産業の活性化に向けた取組が求められている。

（２）施策の方向

○商工業については、持続的な成長を支える産業人材の確保に向けた地元就職の促進と、その定着に向けた人材育成を図るとともに、地域経済に好循環をもたらす滞在型観光の推進等に取り組み、地域振興の推進を図る。

○農業については、園芸産出額の増大に向けた生産拡大や需要に応じた米づくりと収益性の高い水田農業を推進するとともに、地域資源を有効活用した魅力ある農村づくりを進めるなど、地域農業を担う次代の人材育成と持続可能で多彩な農業振興を図る。

○農業農村整備については、人口減少、農業者の高齢化が進む中で、労働生産性の高い農業を実現するため、農地の大区画化を図り担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、アグリテックや高収益作物の導入を推進するなど、農地利用の高度化を図る。また、農業水利施設の機能を安定的に継続して発揮させるため、ストックマネジメントを推進し施設の長寿命化を図る。

○畜産業については、優良雌牛への更新等を支援し、生産者の高収益化を促進するとともに、高度な飼養衛生管理を実現する農場 HACCP 認証取得や管理体制を維持する助言と指導を行い、肉用牛生産基盤の維持・拡充と安全・安心な畜産物の供給を推進する。

○林業については、充実した森林資源を活かした一層の産業力強化を図るとともに、森林の持つ多面的機能の更なる発揮と地域産業を支える林業の担い手の確保・育成に努め、持続可能な未来を創造

する森林・林業・木材産業の実現を図る。

5 広域登米圏（過疎地域とみなされる区域を持つ市町村 ー 登米市（旧登米町、旧東和町、旧津山町、旧米山町、旧石越町の区域））

（１）現状と課題

登米圏域は、北上川と迫川に育まれた登米耕土を基盤とした稲作など土地利用型農業によって発展してきた地域であり、平成１７年４月に登米郡８町と本吉郡津山町の合併によって誕生した。そのうち東部の山林・中山間地帯に位置する、旧登米町、旧東和町、旧津山町と、広い田園地帯の南部に位置する旧米山町、北部に位置する旧石越町の区域が過疎地域として公示されている。

当過疎地域を含む広域登米圏においては、市内の他の地域と比較して、若年者比率が低く、６５歳以上の高齢者比率が高い状態が続いている。これは少子高齢化により死亡者が出生者を上回る自然減少と、１５歳から２４歳の年齢階層で、転出者が転入者を上回る社会減少が主な原因である。地域の生活機能の維持及び持続的な発展のためには、保健・医療・福祉に係る体制の整備や、妊娠・出産・子育ての支援の充実のほか、産業振興の取組による雇用創出、移住・定住支援による地域の活力増加、まちの魅力の情報発信による交流人口等の増加・創出に向けた施策を総合的に推進していく必要がある。

当該地域では、三陸縦貫自動車道と東北縦貫自動車道をつなぐみやぎ県北高速幹線道路の事業区間が全て開通した。また、平成２７年に旧津山町の一部が三陸復興国立公園に編入された。しかし、この地域への観光客数は年々減少していることから、地域の活性化を図り地域を次代につなぐため、アクセスの向上及び国立公園への編入を有効に活用する取組が求められている。

（２）施策の方向

○地域の産業については、農業・林業・商業・工業・観光が一体となった農商工連携、６次産業化、地域資源を活かしたグリーンツーリズムの推進に取り組みながら、地域に根ざした産業の振興と、産業の将来を担う人材育成に努めていく。

また、人・物・情報の交流の促進や雇用機会の創出を図るため、内陸部の東北自動車道と沿岸部の三陸自動車道を結ぶ地域高規格道路である、みやぎ県北高速幹線道路及び当該圏域にある５つのインターチェンジ等を活かした商業・工業・観光等地域の産業振興を推進する。

○農業については、持続可能な農業を目指し、多様な担い手の育成・確保に努めるとともに、軽労化や省力化のためのスマート農業及び需要を踏まえた生産を推進する。また、畜産物に関しては、仙台牛に代表される高付加価値化の推進、環境保全型農業等の推進により産地の魅力向上を図る。

○林業については、持続的な森林整備と活力ある林業・木材産業の振興を図るため、担い手の育成・強化、森林施業の集約化及び高性能林業機械の導入による低コスト林業を進める。また、地域材の活用、森林資源を生かした地域づくりへの支援等、森林資源が循環する産業づくりを目指す。

○観光については、交流人口等の増加を図るため、観光、産業、文化、自然などを総合的かつ効果的に情報発信することにより、登米市地域の資源を生かしたまちの魅力向上を行う。市内の周遊観光

と周辺観光地と連携した広域観光を推進し、通過型から滞在型の観光への誘導を図る。さらに積極的な情報発信に努め、外国人を含めた観光誘客を推進する。

○地域の産業については、農業・林業・商業・工業・観光が一体となったグリーンツーリズムや農工商連携、6次産業化の取組を進めながら、地域に根ざした産業の振興と、産業の将来を担う人材育成に努めていく。

○環境については、多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代へ継承するため、水環境の保全や再生活動を関係機関との連携により推進する。また適正な森林整備、希少な在来種の保護など、市民の生物多様性に対する意識の向上に向けた活動に取り組む。

○生活習慣や社会環境の改善を通じて、健康寿命の延伸を目指す地域に根ざした健康づくりに取り組むとともに、予防から医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケア体制の推進、日常生活における交通手段の確保、高齢者の社会参加促進に取り組む。

○結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおいて、切れ目のない支援事業の充実を図り、次代を担う子供が健やかに成長できる環境づくりに取り組むとともに、学校・家庭・地域が協働して子供を育てる環境づくりを推進する。さらに、教育関連の施設整備や教育のICT化に向けた取組について中長期的な視点で具体化を進める。

6 広域石巻圏（過疎地域とみなされる区域を持つ市町村 ー

石巻市（旧河北町、旧雄勝町、旧桃生町、旧北上町、旧牡鹿町の区域）、
東松島市（旧鳴瀬町の区域）

（１）現状と課題

石巻圏域は、世界三大漁場の一つである金華山沖に近く、漁業や水産加工業が発展してきた地域である。内陸部では稲作、畜産、施設園芸が営まれ、臨海部には工業地帯が形成されている。本圏域は石巻市、東松島市、女川町の２市１町で圏域を構成する。石巻市のうち旧河北町、旧雄勝町、旧桃生町、旧北上町、旧牡鹿町の区域及び東松島市のうち旧鳴瀬町の区域が過疎地域として公示されている。

人口は少子高齢化や震災後の転出により減少が続き、特に若年層の流出が顕著である。今後、担い手不足や海洋環境の変化による水産資源等の減少、DXなどの課題にも対応しながら、地域資源を活かした観光振興や企業立地の推進等の産業振興を図る必要がある。

（２）施策の方向

○農業については、認定農業者や農業法人等の育成及び経営の安定化・高度化、施設園芸の収量・品質向上、加工・業務用野菜等の栽培技術定着と効率的な作業体系確立、土地利用型農業の農地集積促進、省力・低コスト技術の導入・定着を推進・支援する。また、環境にやさしい農業、スマート農業、ブランド米戦略、6次産業化等アグリビジネスの推進により、消費者・実需者等の多様なニーズに柔軟に対応できる生産・供給体制の強化を図る。また、家畜飼養頭数の減少、畜産生産者の高齢化等に対応するため、省力機器を備えた畜舎の整備や公共牧場の利活用を進めることにより、畜産経営の規模拡大と収益力の強化を推進する。

○林業については、森林の集約化施業の定着、低コスト作業による間伐及び再造林の実施による持続可能な林業経営を進める。また、ニホンジカ等の野生鳥獣による農林業被害を低減させるため、捕獲事業等を通じた個体数管理及び侵入防止策等の整備を進める。

○水産業については、沿岸漁業への就業希望者が安心して参入できるよう、漁業経営基盤の安定・高度化や就業希望者と漁業経営者とのマッチング機会の創出、漁協や市町等との連携による人材受入体制の整備など、新規就業者確保に向けた取組を推進する。また、浜をけん引するリーダーの育成支援を行う。

○観光業については、石巻圏域特有の自然景観や食文化を活用し、関係機関や関連産業と連携しながら観光資源の更なる磨き上げや体験型コンテンツの造成等を進め、地域の魅力や復興状況の情報発信に努める。また、豊かな自然や食材、被災地だからこそ提供できる伝承ツアーや防災・減災教育旅行の拡充等により観光産業の一層の活性化を図る。

○管内企業の競争力向上と売上げ増加を図るため、企業が有する優れた技術等を産学官で情報共有するほか、相互連携によるイノベーションの創出や、異業種交流の活性化及び課題解決に向けた取組

を支援していく。また、管内産業や企業等の魅力向上の支援や、産業、教育、行政機関による人材育成・雇用・定着に関する地域が一体となった取組を推進する。

○地方での生活に対する関心の高まりや石巻地域に関わる人とのつながりを大切にし、移住者の受入や関係人口の創出による地域間交流の促進に向けた取組を推進する。

○認定こども園・保育所等の整備や、利用時間の拡大などの環境整備を一層推進するとともに、家庭や育児に関する相談機能の充実など、家庭・子育て支援を進める。

○交流人口拡大と物流効率化等を支援するため、三陸縦貫自動車道とのアクセス性を向上させる道路等の整備を推進する。

7 広域気仙沼・本吉圏（過疎地域市町村 ― 気仙沼市、南三陸町）

（１）現状と課題

宮城県北東端に位置し、東側は太平洋に、西側は山林に面しており、海と山に囲まれた自然資源豊かで比較的温暖な気候の地域で、気仙沼市と南三陸町との１市１町で構成する。平成２６年４月に気仙沼市、南三陸町の全域が過疎地域として追加公示された。

当地域は、リアス海岸が連なる変化に富んだ地形によって、天然の好漁場を数多く有し、世界三大漁場の一つである三陸沖漁場を間近に、古くから漁業、水産加工業を基幹産業として発展してきた地域で、水産業や食品製造業のほか、「食」や「体験」を核とした観光業などの地域に根ざした産業が経済を支えてきた。

平成２３年３月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受け、震災からの早期復旧・復興を最優先課題として取組、インフラの整備や災害に強いまちづくりなどハード面においてはほぼ完了したものの、地域コミュニティの再生などソフト面においては課題が残っている。

三陸沿岸道路の全線開通により当地域へのアクセスは大幅に改善されたものの、少子・高齢化による人口減少は依然として進んでおり、地域の担い手不足の解消や女性・若者にも選ばれる地域づくりが大きな課題であることから、管内の産業人材確保や移住・定住支援により一層力を入れて取り組む必要がある。

（２）施策の方向

○水産業については、海洋環境の変動に伴う魚種の変化による不漁漁業従事者の高齢化・減少、国内における水産物需要の縮小・変化など大変厳しい状況にあることから、沿岸漁業の不漁対策、水産加工業の経営対策などに関係者が一体となって重点的に取り組み、水産業の持続的な展開を図る。

○農業については、経営規模が小さく基盤整備も遅れており、担い手の高齢化と減少、農地の耕作放棄が課題となっている。津波被災地の農地復旧・整備を契機に、担い手の組織化やねぎ等の新たな振興品目の導入を進め、収益性の高い農業経営の推進と持続可能な農村の構築を図る。

○林業については、森林資源が充実する一方、採算性の悪化で森林所有者の経営意欲が低下しており、森林資源の有効利用や間伐等の森林整備が課題となっていることから、森林認証制度の普及推進や自伐林家による木質バイオマスの流通等により、地域材の活用を促進し、林業の採算性向上と森林の公益的機能の維持を図る。

○商工業については、物価高騰により企業の利益が減少していることから、販路拡大など事業に寄り添った支援策を講じるとともに、少子化などにより、地域産業の担い手不足が深刻であることから、外国人も含めた多様な人材確保の支援のほか、幼少期から地域の産業に興味関心を持てるよう、管内企業の認知度向上を図り、将来的に管内の産業人材として育つ取組を進め、持続可能な商工業の発展を目指す。

○観光業については、三陸沿岸道路の全線開通等により車による圏域へのアクセスが大幅に向上している一方で、日帰りする観光客の割合が高くなっていることから、観光事業者の収益向上につなげるため、観光消費額の増加に資する圏域周遊や長時間滞在を促す取組が課題となっている。このことから、様々な観光コンテンツの造成や体験型プログラム等の活用を図り、他県や他圏域とも連携し、観光客の滞留性・周遊性の向上を目指すとともに、インバウンドの受入環境の整備等により、地域内外から選ばれる持続可能な観光地域づくりに努める